

一般社団法人 北海道地域農業研究所

会 報

# 地域と農業

第 118 号

Jul. 2020

*Summer*

**特 集** 次の10年に向けて 第2回  
「気候変動と北海道農業」

**レポート** 特別企画 第2回  
I 北海道のNOSAIにおける業務上の課題と対応  
II 農業を母に。助け合いを父に。  
- JA共済連北海道の取り組み -



エーコープ  
くみあい 高度化成肥料

くみあい 粒状配合(BB)肥料



稔りある大地とともに

**ホクレン肥料株式会社**

代表取締役社長 関野 哲正

札幌市中央区北4条西1丁目1番地（北農ビル18F）

TEL 代表 (011)222-2444  
FAX (011)232-3597



## 鳥獣害を知って防ごう

監修 関野 勉

野生鳥獣害による道内の農林水産業被害は減少傾向とはいえ、依然50億円前後と大きく、エゾシカによる牧草被害増加やアライグマの個体増加など懸念すべき点も多い状況です。本書では鳥獣害が増える背景と課題を整理し、被害の大きいエゾシカ、アライグマ、カラス、ヒグマそれぞれの生態や対策などを紹介します。また電気柵やICTなどを活用した最新の捕獲・対策技術や、捕獲後の活用方法も紹介します。

B5判 116頁 オールカラー  
定価 本体価格 1,333円 + 税  
送料 134円

— 図書のお申し込みは下記へ —

デーリマン社 管理部  
株式会社 北海道協同組合通信社

☎ 011(209)1003  
FAX 011(271)5515

※ホームページからも雑誌・書籍の注文が可能です。http://dairyman.aispr.jp/

e-mail kanri@dairyman.co.jp



表紙写真：咲き誇るバラの花  
撮影場所：札幌市大通公園  
(編集部)

## 目次

- 2 **観 察** 公取委の農協攻撃の焦点は共販体制か  
一般社団法人 北海道地域農業研究所 所長 坂下 明彦
- 
- 5 **特 集** 30周年記念特集 次の10年に向けて 第2回  
「気候変動と北海道農業」  
明治大学 名誉教授 田畑 保
- 
- 18 **レポート** I. 北海道のNOSA Iにおける業務上の課題と対応  
(特別企画) 北海道農業共済組合連合会 農作部・家畜部
- 29 II. 農業を母に。助け合いを父に。  
－JA共済連北海道の取り組み－  
全国共済農業協同組合連合会 北海道本部
- 
- 36 **シリーズ** いきいき農業高校 第9回 北海道名寄産業高等学校
- 
- 42 **Essay** わが家のごはん日記 増田 祥世
- 
- 46 **研究所だより** I. 令和元年度出版助成事業 書籍紹介  
北海道大学大学院農学研究院 教授 近藤 巧
- II. 自主研究「消費者交流事業の展開と  
その効果に関する調査研究」について  
一般社団法人 北海道地域農業研究所 特別研究員 三津橋真一
- 
- 53 **地域農研NOW** 総会を終えて ～本年度の調査研究も順次スタート～
- 
- 55 理事長就任あいさつ・DATA FILE



# 公取委の農協攻撃の 焦点は共販体制か

一般社団法人 北海道地域農業研究所

所長 坂下明彦

この間の農協攻撃は規制改革（推進）会議の審議と提言から始まり、二〇一六年春の改正農協法の施行、二〇一七年の生産資材・農産物販売に関わる業界再編のための農業競争力支援法の制定、生乳の指定団体制度の改変（改正畜安法）などがあいついだ。農協法改正とともに、監視つきの農協の「自主改革」が強制されたが、その集中推進期間も終わり、本物の改革が問われる時期を迎えている。

この間の農協攻撃のなかで政策的に動員されてきたのが、公正取引委員会（公取委）である。一回目が二〇〇五年の規制改革・民間開放推進会議第二次答申が出された時である。

二〇〇七年四月には答申にもとづいて公取委による農協ガイドライン（農協の活動に関する独禁法上の指針）が発表されたが、これは不公正な取引を農協が行うことを未然に防止するためだとされた。その前に、狙い撃ちな農協立ち入り検査が行われ、熊本県八代地域農協（二〇〇五年三月）、京都農協（二〇〇六年七月）、そして北海道の士幌農協（二〇〇六年七月）に行政処分ではない「警告」がなされた。この段階で、地域農研では研究会を設置して、独禁法の適用除外についての整理を行っている（注1）。

このあと、二〇一〇年に行政刷新会議のな

かに規制・制度改革に関する分科会、農業WGが置かれ、農協に対する独禁法の適用除外見直しが検討された。これはさすがにハードルが高く、答申化はされなかった。この情勢を受けて、地域農研では、二〇一一年、二二年度の二年間にわたり論点整理と北海道における農協共販を中心とする事業展開の意義についての研究を行った（注2）。適用除外見直し問題では、独禁法そのものも適用除外の枠組みもGHQによってアメリカの法制が持ち込まれたということで、その専門家である高瀬雅男教授（福島大学）に特別参加をお願いした。

アメリカでは、一九世紀後半に株式会社による資本集中やトラスト（企業結合）が進展し、その弊害を除去するために反トラスト法などが制定される。その原動力となったのはグレンジなどの農民運動であるが、逆に農協や労働組合に反トラスト法が適用されて設立が難しくなるという難問の末、適用除外法等の体制が徐々に確立されていった。したがって、アメリカでは事業者規定が優位であり、農協法においても排他的販売契約規定と契約

違反に対する救済規定が存在している。つまり、一度設立されれば、余程の公共性に反する行為が無い限り、農協は守られているのがアメリカでの実態であるというのが高瀬先生の結論であった(注3)。「本家」と比べると、日本の公取委による農協への対応は異常といえるものだったのである。

規制改革会議の時代になると、農協に対する独禁法の適用除外の解除という荒業は、連合会を狙い撃ちにした株式会社という離れ業へと転換された。株式会社になれば、自動的に独禁法が適用されるからである。しかし、そこから漏れた農協に対する公取委による取締り強化が、規制改革会議第四次答申(二〇一六年五月)に盛り込まれた。農協の独禁法違反被疑行為の摘発の指示である。公取委は告発窓口と取締りグループ(農業分野タスクフォース)を設置し、活動を活性化させている。独禁法違反に対する法的処置は排除処置命令、課徴金納付命令(行政処分)であり、グレーの場合には警告(行政指導)となる。農協ガイドラインの策定により違反行為の未然防止

が行われるようになったはずであるが、「注意」というのが加わった。「違反行為の存在を疑うに足る証拠が得られないが、違反につながるおそれがある行為がみられたときには、未然防止を図る観点から」注意を行うといういささか乱暴な屁理屈であり、予防拘禁のようなものである(注4)。

その一つが、阿寒農協に対する優越的地位の濫用の疑いによる「注意」と異例の公表である。これはご存じのように生乳問屋が絡んだ指定団体制度への揺さぶりをかけたテレビドキュメントとの「連係プレー」とでもいうべきものであったが(注5)、その後の経緯はご存じの通りである。優越的地位の濫用という嫌疑も法学者から疑問視されている。

このいささか政治的なものを除くと、近年の「取締り」は、農協の共販事業に関わるもの、特に部会・生産組合に絡んだものに集中している。二〇一〇年の新函館農協では花卉組合員の組合への全量出荷誓約と違反者の准組合員化を「出荷活動の不当な制限」に当たるとして、事業者団体としての出荷組合に警

告を発している。この時点では農協本体は対象にならず、「再発防止に対する「要請」を行うにとどまっている。しかし、二〇一七年には土佐あき農協に対して、系統外出荷を行う農家に対し支部園芸部が不利益を与えたとして、支部園芸部ではなく農協本体に対して「拘束条件付取引」として排除措置命令を行っている。同様に、翌二〇一八年の大分県農協に対しても「味一ねぎ部会」による外部出荷者への除名処分に対して農協を対象に「取引条件等の差別取扱い」により排除処置命令を行っている。

この直近の二つの事案は、翌年二〇一九年のあきた北農協への警告ともあわせ、生産部会による全量集荷体制の努力を「拘束条件取引」などと認定して、農協に対する処分を行ったという点で新函館農協の事案から一歩踏み込み、農協共販そのものを射程とした攻撃であると言わざるを得ない。

近著である高瀬雅男「排他的販売契約と競争法」(注6)は、アメリカにおける農協の排他的販売契約の歴史と現状を明らかにしてい

る。反トラスト法に対する適用除外立法の歴史と重なるように、アメリカでは農協の内部行為である農協と組合員との関係において排他的販売契約を行うことは契約解除手続きが明確であれば合法となっており、第三者の横流しの勧誘さえ賠償責任を問われるケースもあるという。ここでも日米の大きな開きがある。

適用除外の「なお書き」(解除)の内容は、独禁法制定時から組合の内部・外部行為への適応をめぐって曖昧性を残しているようである。適用除外の範囲を組合の内部行為に限定して原則とすることが、公取委の恣意的拡大解釈を防止することになると考えられる。また、二〇一六年の法改正によって一年間の専利用契約条項は廃止されたが、高瀬論文によると逆に専利用契約は定款で定めることができるという。農協側は高知県農協の処分取消訴訟も難しい状況にあるようで、旗色は必ずしも良くないが、しっかりした理論武装をしなければならぬ。

表 近年の「不公正な取引」に関する事案

年 月	対象農協 (出荷組合など)	処 分	法第19条の規定*	事案の内容
2009 12	大分大山町農協	排除措置命令	拘束条件付取引	直売所出荷
2010 7	新函館農協花卉生産出荷組合	警告	事業者団体による構成事業者の機能又は活動の不当な制限の禁止	花卉組合外への出荷
2012 6	紀州田辺・みなべ梅干協同組合	警告	事業者団体による一定の取引分野における競争の実質的制限の禁止	梅干購入価格の協定
2017 3	土佐あき農協 (現高知県農協)	排除措置命令	拘束条件付取引	支部園芸部による非出荷者にたいする負担金
2017 10	阿寒農協	注意	優越的地位の濫用	
2018 2	大分県農協	排除措置命令	取引条件等の差別取扱い	外部出荷者に対するねぎ部会の除名
2019 7	あきた北農協・本家比内地鶏	警告	拘束条件付取引	部会以外のお荷を否定

注1) 公取委の資料により作成。

2) \*出荷組合などは法8条、事業者団体の禁止行為による。

3) 土佐あき農協の案件以降は全て農業分野タスクフォース (2016年設置) による取扱い。

4) 土佐あき農協は取消訴訟中 (1・2審敗訴、現在最高裁) である。

注

(1) 太田原高昭ほか『独占禁止法の適用除外と農協の対応に関する研究』報告書 北海道地域農業研究所、二〇〇七。

(2) 坂下明彦ほか『農協の独禁法適用除外の見直しをめぐる論点』北海道地域農業研究所、二〇一三、および坂下明彦ほか『独占禁止法適用除外問題 北海道における農協経済事業の歴史的展開と今日的役割』北海道地域農業研究所、二〇一三。

(3) これは高瀬雅男『反トラスト法と協同組合法―日米の適用除外立法の根拠と範囲―』日本経済評論社、二〇一七として出版されており、協同組合学会賞、JA賞を受賞されるなど、この分野での数少ない基本的文献となっている。

(4) 「注意」は公取委のHPにある「違反事件の処理手続図」にも記載されていない窓口対応でもいべきものである。なお、注意に関する件数は公表されていないが、農業に関する窓口件数は、二〇一六年以降それぞれ六八、三〇、二〇、一四件である (独占禁止法違反事件の処理状況について) (各年度)。

(5) 坂下明彦ほか『協同組合研究のヌーベルバーグ』筑波書房、二〇一〇。

(6) 高瀬雅男『排他的販売契約と競争法』『行政社会論集』32巻4号、二〇一〇。

三〇周年記念特集

「次の一〇年に向けて」

第二回

# 気候変動と北海道農業

明治大学 名誉教授 田 畑 保

当研究所は今年二月に設立三〇年の節目を迎えます。これまでの歴史を踏まえ、地域農業の振興に資する調査・研究に、一層気を引き締めて取り組むことが求められます。そこで今年度は、研究者の方々から、次の一〇年に向けて北海道の農業・農村やJA、当研究所などに対する提言やメッセージなどをいただきます。

今、二つの問題が世界を大きく揺さぶっている。新型コロナウイルス

ウィルスと気候変動の問題である。「新型コロナウイルスは人

類にとって最も緊急性の高い脅威だが、長期にわたる最大の脅

威は気候変動問題だ」。COP26の開催延期をうけて国連気候

変動枠組み条約のエスピノーサ事務局長はこうコメントした

(注1)。本稿では、この長期にわたる最大の脅威である気候変

動問題を取り上げ、最初にまず気候変動問題について簡単に概

観したうえで、北海道における気候変動対策について分析し、

さらに十勝の酪農地帯で広がるバイオガス発電、エネルギー転

換の取り組みについてみてみることにしたい。

## 1. 地球温暖化、気候変動

地球温暖化は単に気温の上昇だけでなく、地球全体の気候を

大きく変える「気候変動」を引き起こし、我々の生活や自然環

境にも重大な影響を及ぼすようになってきている。そうした地

球温暖化、気候変動が及ぼす影響について、IPCC第五次評

価報告書は、気温上昇で表面化する八つのリスクとして次のよ

## 田 畑 保 (たばた たもつ) 氏

### 【略 歴】

- 1945年 サハリンで生まれる
- 1963年 北海道富良野高等学校卒業
- 1967年 北海道大学農学部卒業
- 1972年 北海道大学大学院農学研究科博士課程 単位取得
- 1972年 農林省農業総合研究所入所
- 1998年 明治大学農学部 教授
- 2015年 明治大学退職 明治大学 名誉教授 農学博士



### 【主な著書】

- 『食料・農業・農村の政策課題』（共編著）筑波書房、2019年
- 『農業・地域再生とソーラーシェアリング』筑波書房、2018年
- 『地域振興に活かす自然エネルギー』筑波書房、2014年
- 『農村社会史』（共編著）農林統計協会、2005年
- 『中山間の定住条件と地域政策』（編著）日本経済評論社、1999年
- 『北海道の農村社会』日本経済評論社、1986年

うな点をあげている。

- ・ 高潮や沿岸部の洪水、海面上昇による健康障害や生計崩壊のリスク
- ・ 大都市部への内水氾濫による人々への健康障害や生計崩壊のリスク

・ 極端な気象現象によるインフラ機能停止

・ 熱波による死亡や疾病

・ 気温上昇や干ばつによる食料不足や食料安全保障の問題

・ 水資源不足と農業生産減少

・ 陸域や淡水の生態系、生物多様性がもたらす、さまざまなサービス損失

・ 海域の生態系や生物多様性への影響

こうした地球温暖化、気候変動の要因は、産業革命以来の人為起源の二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)やメタン(CH<sub>4</sub>)等の温室効果ガスの排出・累積にあることは世界共通の認識になってきている。地球温暖化の抑制のためには温室効果ガスの排出をいかに削減するか、そしていつまでに排出ゼロにしていくか、その目標を明確にし、そのために世界が協力しあって取り組むことが不可避の課題となっている。世界の平均気温上昇を2℃以内に抑えるためにはCO<sub>2</sub>の累積排出量を七九〇Gt以内に抑える必要が



あるとされているが、人間社会は既に二世紀初頭までにその約三分の二を排出してきたとみられている。人類の存続のために我々は如何に本気になって温室効果ガスの排出削減に取り組むか、そのために化石エネルギーに依存しない社会に転換していくかが厳しく問われているのである。

こうして温室効果ガスの排出削減が世界的な課題となる中で、排出削減に向けた国際社会の取り組みが進められてきている。一九九七年の京都議定書の締結を経て二〇二五年のCOP21でパリ協定が採択された。パリ協定は、気温上昇を二℃未満（できれば一・五℃）に抑えること、そのためには今世紀後半には人間活動による温室効果ガスの排出ゼロをめざす目標を掲げた初めての協定であった。

パリ協定に基づいて温室効果ガス排出削減を進めるための「ルール作り」が進められ（二〇一八年COP24で大枠は固まったが、一部未合意の部分を残し、COP26に持越す）、それにそって削減計画の具体化に向けた協議が続けられている。それを後押しするような形で、IPCCの特別報告書『一・五℃の地球温暖化』（二〇一八年一〇月）、さらに『気候変動と土地に関する特別報告書』（二〇一九年八月）等が出されてきた。『一・五℃の地球温暖化』では、二℃上昇と一・五℃上昇のわずか〇・

五℃の違いでさえ気候変動が及ぼす影響の相違は大きいこと、一・五℃に抑えるためには温室効果ガスの排出量を二〇三〇年までに四五％削減し（二〇一〇年比）、二〇五〇年までに実質ゼロにする必要があるとすものであった。パリ協定にそって現在各国から削減目標が提出されてきているが、特に二〇三〇年までにどれだけ削減するか、各国の削減の取り組みの本気度が問われている（残念ながら二〇二〇年三月末に提出した日本の二〇三〇年の削減目標は先進国中最低水準）。もう一つの特別報告書では、気候変動が食料供給、食料安全保障にも否定的影響を及ぼすことを指摘し、食料問題の面からも地球温暖化対策の緊急性を我々に提起するものとなっている。

温暖化防止のために世界があげて温室効果ガスの削減に取り組むことが急務となっているが、そのためには温室効果ガスの主要な排出源になっている化石エネルギーから自然エネルギーへの転換が重要な課題となっている。自然エネルギーへの転換は、その多くは地域での自然エネルギーの取り組みである。そしてそうした取り組みは、地域資源を活用した取り組みであり、それ故に地域活性化にもつながる取り組みでもある。

## 2. 気候変動対策…北海道での取り組み

### (1) 冷害問題から温暖化問題へ

明治期の開拓以来、府県とは異なる冷涼な気象条件のもとで作物栽培に取り組まなければならなかった北海道農業の歴史は、冷害とのたたかひの歴史でもあった。戦後についてみても、一九五四年、五六年と連続した冷害、とくに五六年は一九一三年（大正二年）以来の大冷害となった。それを機に有畜化促進等の寒地農業振興対策が取り組まれ、「マル寒法」の制定（一九五九年）によりマル寒資金制度が導入された。

さらにその一〇年後の一九六四年、六六年にも大規模な冷害が発生した。その後も一九七一年、七六年、八六年と四〇五年おきに冷害に見舞われてきたが、特に一九九三年は冷夏と日照不足により北海道だけでなく日本全体が作況指数七四という記録的な不作となった。米不足となって、海外から二五九万トンもの米を緊急輸入するという事態となり、「平成の米騒動」と騒がれた。

しかしその後は、それまでのような大規模な冷害に見舞われ

るようなことはなくなってきた。逆に二〇一〇年のように記録的な高温となり、畑作物が大幅な減収となるようなことも生じた。北海道も冷害凶作に悩まされる時代から温暖化問題について考えなければならない時代に移ってきたのである。

### (2) 気候変動対策…「緩和」と「適応」

二〇〇〇年代に入って地球温暖化が様々な分野で大きな問題となる中で、北海道でも「地球温暖化対策検討部会」等が立ち上げられ、行政部局や試験研究部門でも温暖化対策の検討・取り組みが進められてきている。以下では北海道環境生活部環境局気候変動対策課の関係資料や「北海道気候変動適応計画」（二〇一〇年三月）等に依りながら、北海道における気候の長期変化と将来見通し、北海道農業に対する気候変動の影響、気候変動に対する北海道としての「緩和」と「適応」への取り組み、考え方について簡単にみておきたい。

#### 1) 気候の長期変化と将来見通し

気候の長期変化については、気象庁のデータでは北海道の年平均気温は過去一〇〇年あたりでおよそ一・六℃上昇しており、

全国の一・二四℃、世界の〇・七四℃を大幅に上回っている。冬日（日最低気温〇℃未満）、真冬日（日最高気温〇℃未満）の日数も減少している。海面水温も上昇傾向にあり、特に日本海中部ではその上昇率は世界の平均海面水温の上昇率の約三倍の高さとなっている。北半球ではより高緯度の地域ほど気温上昇が大きいことが指摘されているが、これらのこともそのあらわれであろう。

二一世紀末の気候変化の将来見通しについては、平均気温は二〇世紀末を基準に約五℃の上昇が見込まれ、夏日は北海道でも年間で約五二日増加し、逆に冬日は約五八日減少するとみられている。年降雨量は概ね一〇%増加、大雨や短時間強雨の頻度も増加する一方、年最深積雪、年降雪量は全体的に減少するとみられている（注2）。

## 2) 気候変動による北海道農業への影響

### (一) 二〇三〇年代の影響予測

- ・ 水稻：やや増収し、食味もアミノ酸含有率低下により向上
- 大豆：増収するが高温による裂皮発生で品質低下
- 秋まき小麦、ばれいしょ、牧草：収量減少
- 小豆、飼料用とうもろこし：収量は増加

てんさい：収量は増加するが根中糖分が低下  
 ・ 寒冷地であった北海道は前述のように温暖化はより顕著で、温帯の作物であった水稻は府県では温暖化で収量低下が見込まれているのに対し、北海道では増収、食味向上等プラスの影響が見込まれている。これに対し寒冷地に適応するように育成されてきた畑作物は温暖化で減収や品質低下が懸念される作物も少なくない（注3）。

このことも関わって農業技術研究者からは「寒地にある北海道といえども冷害のリスクに備えながら温暖化に対しても適切に対応するための技術開発が必要である」と指摘されている（注4）。

なお、十勝の畑作地帯更別村の昭和・平成期の農業に関して、小麦や甜菜、加工用馬鈴しょは九〇年代までよりも二〇〇年代以降の方が、年変動を含みつつも反収の上昇傾向がみられるという分析もある（注5）。

### 3) 地球温暖化に対する「緩和」と「適応」

地球温暖化が後戻りできない形で進むことで、それに対して温室効果ガスの排出を抑制する「緩和」と、温暖化の影響の回避・軽減を図る「適応」の取り組みが求められている。

「緩和」に関しては、農業が温室効果ガスの排出源になっている面もあり、温室効果ガスであるメタンの約一三％が水田からの発生とされている。水田からのメタンの発生の抑制が農業分野における温暖化対策の柱の一つとなっている。そのためには中干しや間断灌漑が効果的であるとされている。また暗渠排水や客土、心土破砕なども効果的であることが分かってきている。また牛などの反芻動物の胃もメタンの発生源となっており、工サの工夫による排出抑制が求められている。森林・木材による温暖化緩和策については、森林蓄積の維持・増加、木材製品の活用等を通じて森林・木材としての炭素蓄積を高めることが課題となっている(注6)。

農林業での温暖化、当面二〇三〇年代に向けての必要な対応としては、品種開発の方向性では、高温でも収量や品質が低下しない品種の開発、高温・湿潤環境下で多発が予想される各種病害虫に対する抵抗力の強化等が、栽培技術に関しては播種・移植適期・収穫期の変更、導入品種の見直し、新しい病害虫への対応を見据えた準備の必要性等が指摘されている(注7)。

### (3) 地域資源の有効活用で地球温暖化の抑制… 北海道の農林業の可能性

気候変動対策としてさらに重要なことは、北海道に豊富に存在する農林業資源をはじめとする地域資源の活用を通じて温室効果ガスの排出抑制、化石エネルギーから自然エネルギーへの転換を図っていくことである。

そのことと関わって注目しておきたいのは、地方独立行政法人北海道立総合研究機構がまとめた『温暖化する地球 北海道の農林業は何かができるのか!? 地球温暖化と生産構造の変化に対応できる北海道農林業の構築』(二〇一四年)と題する冊子で、カーボンニュートラルである農林業の地球温暖化抑止機能に注目し、温暖化を防ぐことを狙いとして農林業を中心とした資源循環型社会の構築を提起していることである。ここでは、北海道に豊富に存在する稲わらや林地残材等のバイオマス資源の活用の地域事例(南幌町・稲わらを温泉の燃料に、七飯町・林地残材をハウスの熱源に、津別町・製材工場のバイオマス発電等)を紹介しながら、バイオマス資源のエネルギー源としての積極的活用の重要性を提起し、それは地球温暖化防止につな

がるとともに、地域社会の活性化にもつながることを指摘している。そしてそのためには農林業そのものが元気でなければならぬことも指摘している。北海道にはこうした地域資源が豊富にあり、その有効活用で地球温暖化を抑制する大きな可能性があることが強調されている。

こうした指摘も念頭におきながら、次章では十勝地方をはじめ北海道の酪農地帯で広がってきている家畜の糞尿を活用したバイオガス発電、エネルギー転換の取り組みについてみてみることにしたい。

### 3. 十勝の酪農地帯で広がるバイオガス発電…

#### 地域からのエネルギー転換の取り組み

##### (1) 個別型バイオガスプラントと

##### 集中型(共同型)バイオガスプラント

酪農経営の多頭化とともに飼養管理方式もそれまでのつなぎ飼い方式から放し飼い方式、フリーストール方式に移行する酪農経営が増えてきた。その場合に問題となってくるのがますます大量化してくる糞尿処理である。フリーストール方式では糞

と尿を別々に処理するのが難しくなるためである。そこで新たに導入されるようになったのが糞尿をメタン発酵させる方式である。発酵によって発生したメタンガスを燃料としてバイオガス発電を行い、消化液は液肥として農地に還元する。このように多頭化が進みフリーストール方式の飼養管理が広がってきた北海道の酪農地帯では二〇〇〇年代に入って糞尿の処理方式としてメタン発酵が注目されるようになり、バイオガスプラントが導入されるようになってきた。

こうしたバイオガスプラントの導入には二つのタイプがある。一つは個別型で、個々の酪農経営毎にバイオガスプラントを設置するタイプである。この場合牛舎とバイオガスプラントは近接しており、プラントへの糞尿の移送は容易であるが、費用負担の問題もあり一定規模以上の経営でなければ個別での導入は難しい。もう一つのタイプは集中型(共同型)で、各所に分散している各酪農経営の牛舎からバイオガスプラントまで糞尿を運び、そこでまとめて処理する方式である。この場合個々の酪農経営の牛舎とバイオガスプラントまではある程度距離があるので、糞尿の搬送と消化液の圃場までの移送と散布作業が必要になる。近年設置されているバイオガスプラントはこのタイプが多くなっている。

## (2) JA主導で次々に個別型バイオガス

### プラントを設置してきた土幌町

十勝管内では、個別型のバイオガスプラントとしては、メガファームである二つの農事組合法人がそれぞれ補助事業によらずに独力でバイオガスプラントを導入した大樹町のような事例があるが、土幌町の場合はそれとはやや異なって、町やJAが事業主体となり各種の補助事業も活用しながら町内各地の酪農経営に順次バイオガスプラントを設置してきた。

土幌町では酪農家の悩みの種であったフリーストール牛舎の糞尿処理について早い時期から調査や試験等を重ねてきており、その結果たどりついたのがバイオガスプラントによる糞尿処理であった。まず農水省の「バイオマス利活用フロンティア事業」を活用して町が事業主体となり二〇〇三〜二〇〇四年度に三戸のモデル農家のところにバイオガスプラントを設置した。F-I-Tが導入される前のRPS法の時代で、発電した電力の買い取り価格も低く、売電収入はごく低い位置づけにとどまらざるをえず、糞尿処理が主目的のバイオガスプラントであった。

二〇一二年のF-I-Tの導入で売電価格が大幅に引き上げられ、

売電収入の位置づけも大きく高まった。糞尿処理が主目的のバイオガスプラントから売電収入確保も目的にできるバイオガスプラントへの発展である。

土幌町ではF-I-Tの導入に素早く対応する形で、二〇一二年以降JAが事業主体となってバイオガスプラントが町内各地に次々と設置されていった(図1)。二〇一六年までに合計一基、町内六七戸の酪農家中一二戸に設置された。当初は大規模層が主体であったが二〇一六年には中規模酪農家にも導入された(三戸での共同型)。土幌町では町とJAが連携しながら、特にF-I-T導入後はJAが事業主体となって導入に積極的に取り組んできたことがバイオガスプラントの普及につながったと評価される。

なお、四基のバイオガスプラントが設置された二〇一二年度のケースで見ると、JAが事業主体となって導入されたバイオガスプラントは酪農家にリースされ、そのリース料(一基平均約五四〇万円)とプラント、発電機の維持、補修費は酪農家の負担となる。売電収入は酪農家の収入となるが、F-I-Tで売電価格が引き上げられたこともあり、リース料やプラント・発電機の維持補修費を控除しても酪農家の手元に三〇〇〜七五〇万円の収入が確保されていると見込まれる(二〇一三年)。酪農家

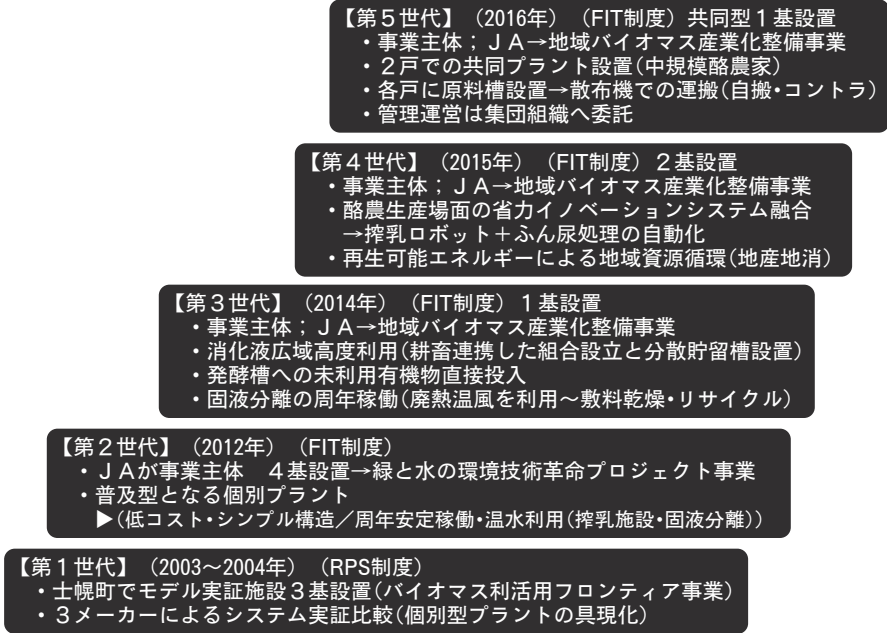


図1 土幌町のバイオガス発電の取り組み経過

出所：西田康一「“農村ユートピア”をめざして～バイオガスプラントを核とした再生可能エネルギーの地産地消の取り組み

にとっても重要な収入源の一つしかも一定年限継続する一と  
なっていることが分かる。

消化液の利用に関わっては、プラント設置酪農家と消化液を  
利用する近隣の畑作農家も加わってバイオガスプラント運営協  
議会が組織され、消化液を近隣農家の畑地にも散布する耕畜連  
携、資源の地域内循環が図られている。

なお、土幌町ではバイオガス発電の他に町が事業主体の大規  
模太陽光発電（九八八kw）や土幌町商工会による小水力発電が  
取り組まれるとともに、JAの子会社の㈱エコーコープサービ  
スが小売り電気事業者としてバイオガスプラントで発電した電力  
を購入し、Aコープ店舗や農協の施設等に供給する等、多様な  
自然エネルギーの活用とその地産地消に取り組んでいることも  
特筆すべき点である（注②）。

### （3）熱利用にまで広がる鹿追町の 集中型バイオガスプラント

集中型（共同型）バイオガスプラントも、十勝管内の鹿追町  
をはじめ道東の酪農地帯を中心に大きく広がってきている。土  
幌町に隣接する鹿追町では土幌町と同様にFIT導入前の二〇

〇七年に家畜の糞尿処理を行う集中型のバイオガスプラントが立ち上げられた。これは、バイオマスタウン構想に基づき町が事業主体となって設置した「鹿追町環境保全センター」が運営する三つのプラントの一つとして設置されたものである（他に市街地生ゴミも含む堆肥化プラント、集落排水汚泥等のコンポスト化プラント）。これは町が準備委員会を立ち上げ、中心市街地に隣接していることもあり、糞尿処理での悪臭問題をめぐるの苦情に悩まされてきた中鹿追地区の酪農家と七、八年にわたる話し合いを重ねてきた結果設置にこぎつけたものである。

この環境保全センターには市街地周辺の酪農家一戸が参加している。液肥は酪農家だけでなく、約半分は畑作農家の圃場にも散布している。ここでも酪農家と畑作農家との連携が進んでいる。センターの運営は酪農家と町の協働による鹿追町バイオガスプラント利用組合が担っている。

集中型バイオガスプラントで大きな課題となってきた発電にともなって発生する大量の熱の有効活用についても様々な調査研究を重ね、若手農家等による熱利用の試みとして冬出荷のマンゴーの栽培用ハウスを建設し、そのハウスの加温にこの熱を利用することになったことも特筆すべき点である。マンゴーは冬に出荷できるように秋から冬に温水を利用してハウス内の温

度を高め、夏の温水はチョウザメの養殖にも利用している。マンゴーは二〇一六年から東京の市場に出荷しており、チョウザメは町内の飲食店に供給しており、一、二年后にチョウザメが卵を産むようになれば、珍味であるキャビアも生産できるようになる見込みである。

この「中鹿追バイオガスプラント」に続き、そこから一〇キロほど離れた瓜幕地区に、二カ所目の「瓜幕バイオガスプラント」がやはり町が事業主体となって設置された（二〇一六年四月稼働）。一カ所目が一、三〇〇頭規模だったのに対し、この「瓜幕バイオガスプラント」はそれを大きく上回る三、〇〇〇頭規模で、合計すると町内の約四分の一の乳牛の糞尿を処理できる規模となった。二カ所のバイオガスプラントに合計六基の発電機が設置され、発電能力はあわせて一、〇四〇kwとなった。なお二〇一七年度の売電量は二カ所の合計で六一八万kwh、二・五億円にのぼった。運転維持費は年間一・六億円の見込みで、その差額の利益は将来の修繕費として積み立て設備の維持に備えている。なお、糞尿の処理や液肥の散布に要する費用は農家が負担しているが、酪農家にとっては糞尿を処理する手間とコストが軽減されるメリットがある。そうしたこともありプラント稼働前に比べ乳牛の飼養頭数が約二〇％増えているという



(注9)。

また雇用も増えており、二カ所のバイオガスプラントで一五人がフルタイムで働いており、チョウザメの養殖やマンゴーの栽培では地域おこし協力隊も活動している。自然エネルギーの取り組み、バイオガスプラントと廃熱を利用した新規事業で雇用の拡大にも貢献しているのである(注10)。

#### (4) 多様な主体が関わりエネルギーの 地産地消をめざす上士幌町

上士幌町は、NPO法人上士幌コンシエルジュ等が中心となつて町外からの移住者の受け入れ支援等移住環境の整備を進めてきたこと等が成果をあげ、それまで長く減少を続けてきた人口が二〇一四年を底に増加に転じたことで注目されている。その上士幌町でも上士幌町や鹿追町に続く形でバイオガスプラントが設置された(二〇一八年一月稼働)。町内の三カ所に一基ずつ設置。一基あたり一、二〇〇頭分、合計三、六〇〇頭分の乳牛の糞尿を処理する集中型バイオガスプラントである。町内の乳牛一・九万頭の約二〇％分をカバーする。発電能力は一基三〇〇kw、三基で九〇〇kw、総事業費は約二六億円である。

事業主体は、JA上士幌町と、バイオガスプラントを利用する農協組合員五三戸(うち酪農家は四八戸)、バイオガスプラントの建設等を手がける土谷特殊農機(本社帯広市、上士幌町でもバイオガスプラントの建設を手がけている)の三者が出資して設置した「株式会社上士幌町資源循環センター」である。

上士幌町の事例で注目したいのは、上記のJA上士幌町、上士幌町資源循環センターに加え、上士幌町と有限会社ドリームヒル(町内の有限会社)、さらに北海道ガスも加わって五者で、町内のバイオガスプラントで発電した電力の地域内供給をめざすことや、発電廃熱、余剰電力を活用した熱利用による新たな事業展開を推進することをつたつた「上士幌町エネルギー地産地消のまちづくり連携協定」を締結していることである(二〇一七年九月、傍点引用者)。ここでつたわれていることが今後どう具体化されていくかを注視したい。

そのことも関連するが、早くも「かみしほる電力」が地域のバイオガスプラントが発電した電力の地域での販売を開始した(二〇一九年二月)。この「かみしほる電力」による電力小売りは、上士幌町、北海道ガス、帯広信用金庫、十勝信用組合等が出資する「株式会社Karcin(カーチン)(二〇一八年五月設立)」による事業の一部門として行われるもので、隣の士幌町と同様

にエネルギーの地産地消のまちづくりをめざす動きとして注目される(注11)。

以上、十勝の酪農地帯で広がりつつあるバイオガス発電の取り組みについてみてきた。

バイオガス発電はこの他にも北見地方や根室地方でも広がりつつある。バイオガス発電は、酪農が多頭化し、フリーストール方式に移行することも大きな問題となってきた糞尿処理問題への対応という面が先行する形で導入されてきたが、FITの導入とともに、売電収入の位置づけも高まってきた。それとともに酪農経営を支えるバイオガス発電の位置づけも高まり、酪農経営でのバイオガスプラントの導入の動きが広まってきた。地域農業、地域経済の活性化につながるバイオガス発電の取り組みである。バイオガスプラントの設置を機に雇用の拡大の動きや新規産業模索の動きも生まれている。さらに地域新電力の設置等エネルギーの地産地消を追求する新たな動きも生まれている。

こうした動きはまた、化石エネルギーから自然エネルギーへの転換を地域から担っていく動きであり、地域からのエネルギー転換として今後一層の広がりを期待したいところである。気候

変動対策としてもこうした取り組みこそが特に重要である。

最後に一つ指摘しておきたいのは、北海道の農村部での自然エネルギーの普及にとつて大きなネックになっている電力の系統連携の問題である。空き容量がないことを理由に接続を拒否されたり、巨額の負担を求められたりする問題が各地で生じている。そうした問題のために自然エネルギーの一層の普及が抑えられている。同様の問題は北海道以外でも頻発しているが、北海道のような地域ではとくに深刻である。今後化石エネルギーに代わって自然エネルギーが主体となるように自然エネルギーの拡大を図っていくためにはこうした問題の解決は避けて通れない問題である。そのためにも自然エネルギーの優先接続を法制上も明確にすることが必要になっている。

## あとがき

北海道地域農業研究所の設立三〇周年を記念する特集に執筆する貴重な機会を与えていただいたことに深く感謝します。その記念すべき特集に読者の皆様にはあまりなじみはないかもしれませんが、気候変動の問題を取り上げさせていただきました。地球温暖化の問題が多くの人たちに意識されるようになったのは、一九九〇年代以降、とくに大型台風の襲来等異常気象が頻

発するようになった。二〇一〇年くらいでしょうか。それは北海道地域農業研究所の三〇年とも重なります。そして温暖化の被害を大きくしないためには、一〇年後の二〇三〇年までに温室効果ガスの排出削減をどこまで進められるかがポイントとなるとされていますが、それは研究所の「次の二〇年」とも重なる一〇年です。そんな思いで本稿を書かせていただきました。

※注

- (1) 飯田哲也「複合危機をどう乗り越えるか」『世界』二〇二〇年六月号
- (2) 北海道環境生活部環境局気候変動対策課「北海道の気候（現況と将来予測）」二〇二〇年三月（原データは札幌管区気象台「北海道の気候変化（第2版）」北海道地方地球温暖化予測情報）」
- (3) 北海道『北海道気候変動適応計画』(二〇二〇年三月)
- (4) 広田知良他「北海道における二〇一〇年の気象の特徴と農作物への影響要因」『北海道農業研究センター研究資料』第69号、二〇一一年
- (5) 坂下明彦・申錬鐵「昭和から平成へ 農業基盤と農協事業」『七十年史』更別村農業協同組合、二〇一九年
- (6) 農林水産省農林水産技術会議『地球温暖化が農林水産業に与える影響と対策』(二〇〇七年)
- (7) 北海道農政部農村計画課「地球温暖化対策検討部会だより」第17号、二〇一一年・九

(8) 士幌町での自然エネルギーの取り組みについては、田畑保『地域振興に活かす自然エネルギー』（筑波書房、二〇一四年、第3章1）、田畑保「環境・資源の保全・活用」(田代洋一・田畑保編著『食料・農業・農村の政策課題』筑波書房、二〇一九年) 参照

(9) 公益財団法人自然エネルギー財団『自然エネルギー活用レポート No.22 四三〇頭分の乳牛の糞尿をバイオガス発電と熱に 北海道・鹿追町でマンゴーチョウザメも商品化』二〇一九年一〇月

(10) 鹿追町の自然エネルギーの取り組みについては、前掲注(9)の資料の他、田畑保『地域振興に活かす自然エネルギー』（筑波書房、二〇一四年、第3章1）参照

(11) 上士幌町の取り組みについては、以下の資料を参照した

- ・ 上士幌町 エネルギー地産地消のまちづくりに関する連携協定の締結について  
<https://b2b-h.intomart.co.jp/news/detail.page?MNEWS1=708251> (2020/05/09)
- ・ 北海道建設新聞(二〇一七年一月一六日) 上士幌農協などが町内三カ所にバイオガスパランター四月着工  
<https://e-kensin.net/news/9387.html> (2020/05/09)
- ・ 会社概要 Karch 株式会社カーチ  
<https://karch.jp/company.php> (2020/05/20)
- ・ 生活クラブ 食料自給率一〇〇〇%の町の新たな挑戦 エネルギー自給のまちづくり  
<https://seikatsuclub.coop/news/detail.html?NTC=0000053124> (2020/06/03)

## Report

(特別企画第2回 I)

## 北海道のNOSA Iにおける

## 業務上の課題と対応

北海道農業共済組合連合会  
農作物部・家畜部

本年度の「Report」は特別企画として、各連合会から、第二九回JA北海道大会の決議事項を踏まえた具体的な実践方策の取組状況や北海道の農業・農村を次世代につなげるための重点的な取組事項などを、それぞれ紹介していただきます。

今回は、北海道NOSA IとJA共済連北海道です。

## はじめに

平成二九年六月に「農業災害補償法の一部を改正する法律」が可決・成立し、法律名が「農業災害補償法」から「農業保険法」に改称された。このことを受けて、新たに導入された収入保険と制度改正後の農業共済が、平成三一年一月からスタートした。

この改正では大小さまざまな制度改正が行われたが、とりわけ大きな内容として収入保険の導入に伴う農作物共済の当然加入制の廃止が挙げられる。このことは、日本の食糧安全保障の一翼として機能してきた農作物共済制度から、農業の成長産業化に向けて、収益性の高い新規作物の生産や新たな販路の開拓等にチャレンジする農業経営者の意欲的な取り組みを促進することを目的に導入された収

入保険制度へ主役の座が交代したことを意味する。収入保険制度導入一年目の加入状況と、農業共済事業の中で農林水産省が特に力を入れている園芸施設共済と家畜共済の加入状況や制度改正について詳しく紹介する。

## 収入保険・園芸施設共済 農業者ニーズに合った 新制度で加入拡大を

### 一・収入保険について

#### (二) 初年度の加入実績

収入保険の加入推進では、「従前の農業共済制度は、①自然災害による収量減少が対象であり、価格低下等は対象外、②対象品目が限定的で、農業経営全体をカバーしていない」など、いわゆる収入保険の有利性を農業者に説明し推進を行った。本道における平成三十一年一月から令和元年一二月の加入件数は一、三五一件であり、管内別には空知管内が三八・三%と最も多く、次いで上川管内一七・八%、後志管内一四・三%、営農種別で

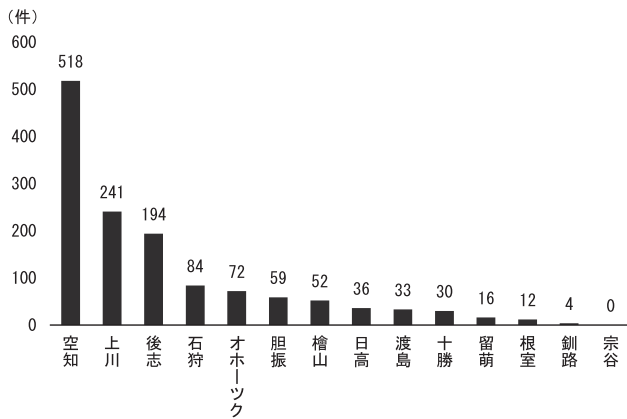


図1 振興局別の加入者数 (件)

は米が四〇・七%を占め、次に野菜二五・七%、麦類七・三%、個人法人別では、個人が八六・三%、法人が一三・七%という加入実績であった。基準収入金額では個人の平均が約二、五〇〇万円、法人平均が約五、五〇〇万円であった。

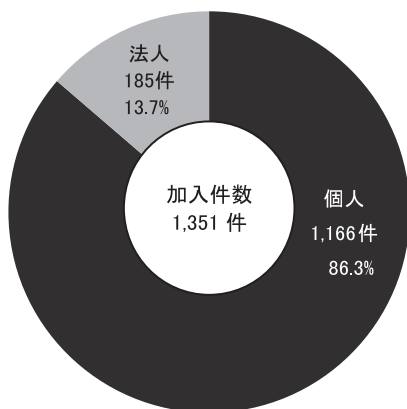


図3 個人法人別の加入者数 (件)

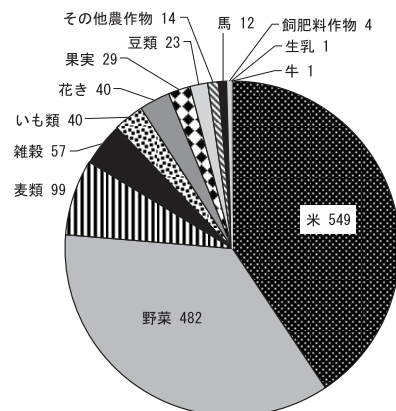


図2 営農種別加入件数

## (二) 初年度の加入状況

一年目の加入実績は、営農種類別で米(単作経営)が多い結果となったが、このことは収入保険の優位性の一つである「掛金が安い」(農作物共済との比較)ことが要因と考えられる。また、収入保険導入に伴い農業共済の危険段階設定方法が変更されたことで、共済金の支払を受けた組合員の掛金が従前より高く設定される傾向も影響したと判断される。

一方、複合経営地帯である十勝・オホーツクで加入者が少なかった要因としては、リスク分散を想定し作付けが行われているため、経営体全体で一割を超える収入減少が発生する機会と、農業共済の作物ごとに支払開始損害割合を超える減収等が発生する機会を比較すると、後者の機会が多いことを理由に農業共済を選択し

た農業者が多かったと考えられる。

## (三) 収入保険を含めた

### 農業保険の推進

現状で無保険の農業者に対しては、従前から農業共済に加入していなかったことを踏まえ、新たな保険である収入保険を積極的に推進する。農業共済加入者であっても、収入保険が優位性のあるタマネギなどを単作で作付けしている組合員や危険段階高位(掛金率が高い)グループに属する組合員を積極的に収入保険へ誘導する。また、施設野菜・露地野菜などの共済対象品目以外を中心に作付けしている農業者への積極的な加入推進を行い、無保険者の解消に努めていく。

さらに、新型コロナウイルスへの感染拡大で、世界的に人の流れ、物流、消費に影響が出ている。国内でも農業経営に

大きな影響が出ているが、あらゆるリスクに対応し、農業経営を守ることができるのは収入保険制度であることを改めてPRしていきたい。

## 二. 園芸施設共済の加入拡大と補償拡充(制度改正概要)

### (一) 加入率の地域差と

#### 多発する自然災害

園芸施設共済は昭和五四年から制度を開始し、現在に至るまで補償拡充や農業者ニーズに合わせた制度改正が行われてきたが、地域ごとの保険需要に対する温度差や、「今の制度では十分な補償が期待できない」などの意見や不満もあり、平成三〇年度末の加入率は全道で五六・一%の状況であった。

近年の異常気象の影響で、超大型台風

の襲来や一級河川等の大規模氾濫、季節外れの豪雪などが全国各地で相次ぎ、被災した農業者が数多く発生した。地域によっては園芸施設共済への加入が少なく、十分な補償が行えなかった。未加入理由を被災した農業者に尋ねたところ、「被害を受けるとは思わなかった」または「そのような制度があることを知らない、説明を受けたことがない」などの回答が多く、園芸施設共済が農業者に十分浸透していない現状が浮き彫りとなった。

## (二) 加入率の拡大に向けた取組

前述の実態を受け、農林水産省は「令和三年度末までに戸数加入率八〇%以上」を目標として掲げ、全国の農業共済団体等に対し、広報・ホームページ等による制度PRをはじめ、有資格者への全戸訪問、JA等関係機関との連携した推進な

ど、あらゆる手段を駆使して加入拡大と制度周知を行うよう指示した。これを受け本道では、道内五つの農業共済組合と連携し、従来から実施してきた戸別訪問による加入推進に加え、農業者向け勉強会への講師派遣や新たな推進用リーフレットの作成等を通じた制度の周知に努めてきた。

## (三) 加入率拡大に向けて導入された制度改正内容

加入率拡大に向け園芸施設共済制度は、近年さまざまな改正が矢継ぎ早に行われ導入された。

その背景に、農業者が園芸施設共済に加入しない理由として挙げるのが「十分な補償が期待できない」「掛金が高い」である。特に「十分な補償が期待できない」に関しては、減価償却資産である園

芸施設が築年数を経ることに価値（＝補償額）が下がることで、支払われる共済金と実際に発生した建替・修繕費用に大きな差があることが原因である。これらの意見等を踏まえ、平成三十二年一月から導入された改正内容は次のとおりである。

### 〈未被覆期間も補償の対象に〉

従前は、ビニールが被覆されている状態を補償する保険であったが、未被覆状態であっても大雪による倒壊や土砂崩れによる流出等の被害が相次いだことを受け、ビニールの被覆有無に関わらず、設置されている施設を補償する制度に改正された。ビニールの被覆有無により掛金率は区分され、一般的なビニールハウスの未被覆状態における掛金は一棟当たりわずか一〇円／月程度で補償を受けることができる。

## 〈小損害不填補の基準の見直しと

### 選択肢の拡大〉

園芸施設共済には、自動車保険等で一般的な「免責額」とほぼ同じことを意味する「小損害不填補」という基準額がある。これは農業者が自力復旧可能である小さな被害を共済金支払の対象としないことで、被害率の増加ひいては掛金率の増高を防ぐことを目的としている。しかし、この基準と前述の減価償却が相乗し、相応の被害を受けたのに共済金が支払われない事例への不満を受け、これまでの小損害不填補基準額を「損害額三万円超または共済価額の一〇%超」から「損害額三万円超または共済価額の五%超」に引き下げた。このことで、加入者が求めていた共済金の支払機会が得られる状況となった。

また、これとは逆に「大きな被害に遭ったときの補償だけいいから掛金負担を

抑えたい」という農業者の要望に応え、

小損害不填補基準額を「損害額一〇万円、二〇万円、五〇万円、一〇〇万円」の四パターンから選択可能な仕組みも併せて導入された。

令和元年度には、掛金負担軽減（「掛金が高い」に対する対応）の観点から加入率向上を目的とした改正が行われ、「集団加入による掛金、賦課金の割引」や「大型パイプハウスへの掛金割引」が導入された。概要は次のとおり。

### 〈集団加入割引〉

J A等の生産部会や集落組織等が各地区の農業共済組合と協定を結び、①集団の有資格者のうち八〇%以上が加入②協定の締結前と比較して加入率が増加③集団の構成員が、組合と集団があらかじめ設定した申込日（一〜数日間）の間に一

斉に加入申込を行う―これら三条件を満たすことで掛金が五%、賦課金が最大で二〇%割引になる。

本道においても、負担軽減による加入意欲の増大と、農業者が「地域みんなで加入しよう」という気運の高まりを促すため、道内五組合と協力して集団加入協定の締結を推進している。令和二年三月末時点で全道五二の集団と締結、三七名の農業者が新規に加入、四九九戸の加入者が負担軽減の対象となり加入拡大の効果が表れた。

### 〈大型パイプハウス割引〉

近年増加している径の太いパイプ（三一・八mm径以上）で建てられたパイプハウスを対象に、掛金を一般的なパイプハウスより一五%割引するもので、令和元年度は一、三五五棟が対象となった。



#### (四) ささらなる農業者ニーズに 即した補償の拡充

令和二年九月から施行が予定されている制度改正で、さらに補償が拡充される。以下のとおり概要を紹介する。

##### 〈付保割合一〇〇%、九〇%の追加〉

現行制度では、損害額の四〇%〜八〇%相当額（割合は農業者が選択）を共済金として支払うが、八〇%を選択した場合、さらに二〇%または一〇%上乗せする特約が新設される。これにより、最大で付保割合一〇〇%の補償となり、損害額と同額の共済金の支払が可能となる。なお、上乗せ特約分の掛金には国庫負担は適用されない。

##### 〈復旧費用特約の補償拡大〉

現行の「復旧費用」は、施設本体の減価却部分を補償する特約で、新築ではない施設でも、被災後に復旧したことを条件に特約部分の共済金を追加支払することで新築棟と同等の補償となるが、耐用年数を経過した施設（一般的なビニールハウスは一〇年）では、施設本体の六〇%相当額まで補償額が低下する。改正では、耐用年数経過後のハウスにおいても、施設本体の六〇%相当額まで補償額が低下することなく、新築棟と同等の補償を受けることが可能となる。

##### 〈小損害不填補「一万円」の追加〉

「小さな被害でも補償して欲しい」という施設園芸農業者からの要望を受けて、基準額を「損害額一万円」まで引き下げる特約を追加する。これにより小程度の被害においても共済金の支払機会が増加

する。なお、上乗せ特約分の掛金には国庫負担は適用されない。

##### 〈復旧費用特約で「自力復旧」

##### した場合の労務費相当額の補償〉

現行の復旧費用特約は施設の復旧に関する費用査定のため、「部材等購入の請求書等」と「復旧工事施工業者の請求書等」の提出が必須条件で、費用が発生しない本人または家族などによる復旧は補償の対象外であった。しかし、一般的なビニールハウスの場合、本人または家族などで復旧作業を行うケースが一般的であることや、大災害等の際に施工業者が手配できず、営農再開に支障をきたす恐れがあることを考慮して、自力復旧した場合でも労務費相当額として「一〇〇円/㎡」の算入が可能となった。



台風21号により倒壊したビニールハウス  
(H30. 9. 5)



大雪により圧壊したビニールハウス  
(H29. 12. 12)

制度改正による補償の拡充や加入拡大に向けたさまざまな取り組みで、園芸施設

(五) 今後の展望と加入率向上に向けたアクション

園芸施設共済の令和元年度の戸数加入率は全道で六〇・五%まで向上した。  
しかし、今後も加入率向上のため、さらなる取り組みを推進していく必要がある。中でも「水稻生産者の育苗専用ハウス」については、有資格農業者が多いに

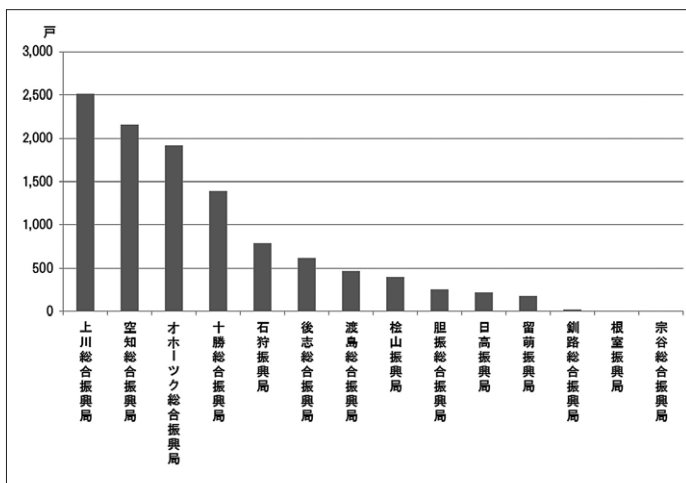


図4 令和元年度 園芸施設共済加入戸数(振興局別)

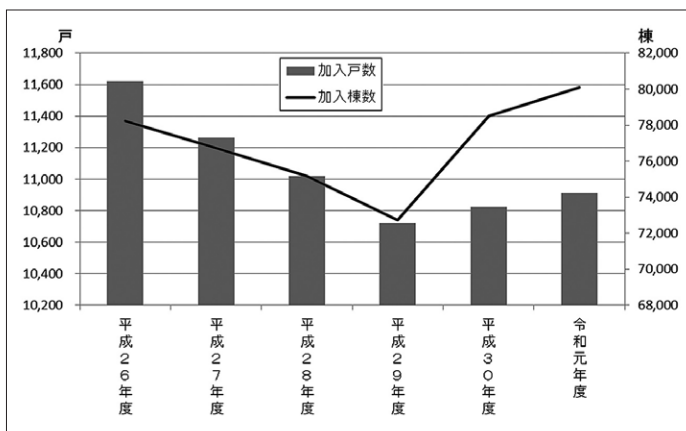


図5 園芸施設共済 引受戸数・棟数(過去6カ年)

も関わらず加入率が低迷しているため、今後の加入拡大は不可欠である。水稻育苗ハウスは一般的な施設園芸用ハウスと比較して、簡素な施設または古い施設が多いことや、被覆時期が三〜六月頃と短期間であつ台風の心配がない季節であることなどの要因から保険の需要が少ない。しかし、近年は三月から四月にかけて低気圧の通過等による被害が数多く発生するなど、水稻育苗ハウスの被害のリスクが高まっている状況である。JA水稻部会など生産者が集まる場や戸別訪問等を通じて、保険の重要性と小さな負担で保険に加入できることなどを積極的にPRし、無保険農業者がなくなることを目標に加入拡大に努めていく。

## 北海道内の

## NOSAⅠ家畜診療所を

## 取り巻く近年の状況

### 三．家畜診療所の現状と課題

#### (一) NOSAⅠ家畜診療所とは

NOSAⅠ家畜診療所（以下「NOSAⅠ診療所」）は、診療給付、共済家畜の損害防止等を行い、もって共済組合員の負担の軽減と受益増進を図ることを目的に農業共済組合が設置した家畜診療所である。NOSAⅠ診療所業務としては共済家畜の診療、損害防止、畜産諸施策に対する協力等が挙げられ、家畜衛生、飼養管理等についても関係機関と連携して積極的に組合員への指導を行っている。本道においては令和元年四月一日現在、

七カ所のNOSAⅠ診療所において、獣医師七五八人が診療を行っている。

#### (二) 飼養形態の変化と

#### 事故発生の推移

北海道内のNOSAⅠ診療所を取り巻く状況は、大きく変化している。平成二〇年度から平成三〇年度の家畜共済の一戸当たり加入頭数の推移をみると、乳牛の雌等では一九〇・六頭から二四九・三頭に、肉用牛では一〇九・四頭から一四三・六頭に増加した。このような大規模化に伴い、労働力の軽減を図るため、搾乳農家のフリーストール牛舎の普及率も増加してきた。

一方、家畜共済の事故発生状況を見ると、乳用成牛（共済引受時生後六月齢以上の乳牛）の死廃事故（「死亡事故」と「疾病等により死に瀕する又は飼養価値

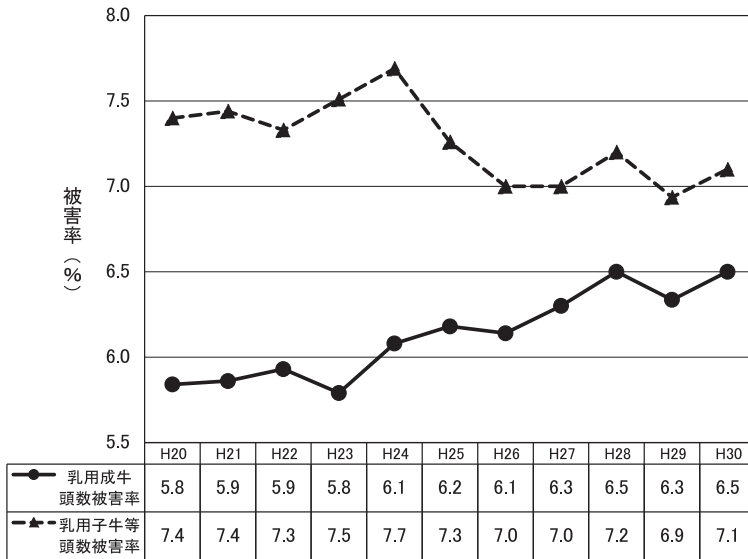


図6 家畜共済 乳牛の雌等 死廃事故頭数被害率の推移

表1 乳牛の雌等 死廃事故の主要病名別発生件数の推移

乳用成牛

病名	H20年度 頭	H30年度 頭	増減 頭	対比 %
心不全	5,221	8,852	3,631	169.5%
乳房炎	5,404	4,340	△ 1,064	80.3%
脱臼	4,530	4,191	△ 339	92.5%
乳熱、ダウンー	3,916	2,892	△ 1,024	73.9%
後躯神経麻痺	1,065	2,656	1,591	249.4%
関節炎	2,162	2,618	456	121.1%
肺炎	1,723	2,496	773	144.9%
第四胃変位	3,044	1,984	△ 1,060	65.2%
筋断裂	1,479	1,958	479	132.4%
難産、子宮捻転	1,185	1,039	△ 146	87.7%

乳用子牛等

病名	H20年度 頭	H30年度 頭	増減 頭	対比 %
胎子死	30,875	29,211	△ 1,664	94.6%
新生子死心不全	6,235	5,234	△ 1,001	83.9%
腸炎	4,972	4,746	△ 226	95.5%
肺炎	2,740	2,488	△ 252	90.8%
母牛の死廃事故に伴う胎児の死亡	1,956	2,354	398	120.3%
奇形	1,038	958	△ 80	92.3%

を喪失し「共済廃用」となったものの頭数被害率（共済引受頭数に対する事故頭数割合）は平成二〇年度五・八%から平成三〇年度六・五%に増加し、乳用子牛

等（生後六月齡未満の乳牛の子牛と二〇日齡以上の胎児）の死廃事故頭数被害率は、平成二〇年度七・四%から平成三〇年度七・一%と減少傾向にある（図6）。

乳用成牛の主要病名別の死廃事故発生件数の推移をみると、後躯神経麻痺、関節炎、筋断裂等の運動器疾患が増加した。また、近年の海外悪性伝染病発生の影響

で、現場での剖検による病名確定が困難なため、心不全の病名が増加したことも特徴的である。乳用子牛等では、母牛の死廃事故に伴う胎児の死亡以外は減少した。この減少の

理由としては、性別別精液の普及による難産事故減少の影響が考えられる(表1)。

### (三) 家畜共済制度の改正

家畜共済制度も農業保険法への改正に合わせて見直しが行われた。旧制度では一体として加入する仕組みであった死傷共済と病傷共済を、分離して選択加入することとなった。また、引受対象家畜を細分化し、農家の加入選択方法を拡大した。死傷事故家畜の評価は旧制度では、引受期首時の評価額で一定であったが、新制度の育成家畜・肥育牛等では事故時点の評価額で損害額を補填することとなった。また、診療費について、旧制度では初診料は農家負担であったが、新制度では初診料も補償対象に含まれる。ただし、旧制度では診療費は一定の支払限度額までは満額補償であったが、新制度では人

の健康保険と同様に一割が自己負担となった。

### (四) NOSAI診療所の変化

飼養頭数・飼養形態の変化や家畜共済制度の改正が進む中で、NOSAI診療所も大きく変化してきた。

まず、第一に診療所の大規模広域センター化が進められた。全道のNOSAI診療所は平成二二年四月一日時点で八九診療所、獣医師数六九八人であったが、令和元年四月一日時点では七一診療所、獣医師数七五八人となった。このような広域センター化は診療所経営の効率化、診療所設備の充実と診療技術の高度化、獣医師の土日休日の取得等就業環境の向上、福利厚生の実の充実のメリットを生んでいる。一方で農家戸数は減少し、家畜過疎地帯では診療所維持が困難な状況も発

生しつつある。NOSAI診療所の広域センター化と集約化は、農家への距離が遠くなるという弊害があるが、遠距離診療に対しては、人医療と同様に、インターネット回線を利用した遠隔診療等の検討も行なっている。

第二の大きな変化は、女性獣医師の躍進である。NOSAI診療所の女性獣医師の割合は、平成二二年四月一日時点で六九八人中七〇人の一〇・〇%であったが、令和元年四月一日時点では七五八人中一八一人の二三・九%と約二・五倍に増加した。特に三五歳以下では女性獣医師が四一・四%を占めている。女性獣医師の増加に対してNOSAI診療所は、産休、育児休暇等の福利厚生の実を図っている(図7)。

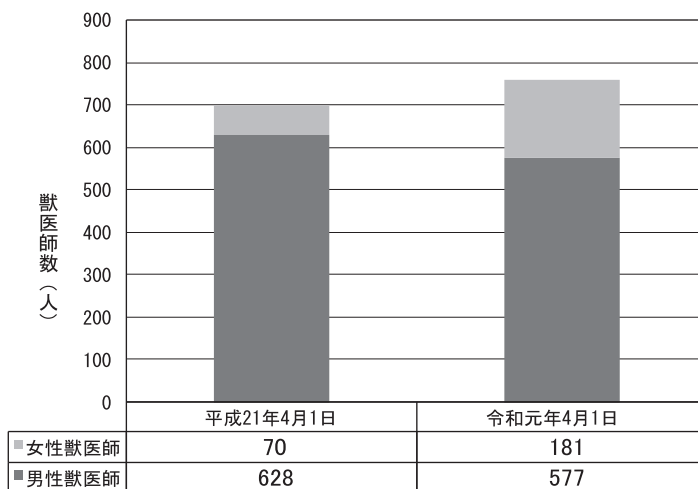


図7 NOSAI診療所 獣医師数男女別内訳の推移

## (五) 産業動物獣医師の確保対策

国家試験に合格する獣医学生数は毎年一、〇〇〇人程度だが、全国で産業動物

診療に携わるのは、そのうちの割の一〇〇人程度に過ぎない。本道のNOSAI診療所では、毎年五〇人前後の新卒獣医師を全国から募集している。毎年応募者数は募集数を上回っているが、他府県の産業動物診療獣医師や公務員との併願も多く、産業動物診療志望学生を全国で取り合う厳しい状況が続いている。

このような状況に対して道内のNOSAI団体では、獣医師確保のため獣医学生の家畜診療業務体験研修を低学年から積極的に受け入れ、将来にわたる産業動物獣医師の安定確保を目指している。また、積極的に北海道を知ってもらうため、研修時の交通費と宿泊費の一部をNOSAI団体で負担している。採用試験も北海道の全NOSAIが札幌で同時に実施し、

大学からの交通費をNOSAI団体が負担している。

その他にも就職説明会と業務体験研修説明会を各獣医系大学で毎年実施し、学生に臨床現場のやりがいと道内各地域の魅力アピールしている。

## 四. おわりに

道内の五NOSAI（NOSAIのみ、NOSAI道央、十勝NOSAI、NOSAI道東、NOSAIオホーツク）は、令和四年度に特定組合として北海道一つのNOSAIに合併する予定である。この合併で、北海道のNOSAI職員が協力して農業者の経営安定に寄与することを目指し努力していく。

# Report

(特別企画第2回II)

## 農業を母に。

## 助け合いを父に。

### — J A 共済連北海道の取り組み —

全国共済農業協同組合連合会 北海道本部

本年度の「Report」は特別企画として、各連合会から、第二九回 J A 北海道大会の決議事項を踏まえた具体的な実践方策の取組状況や北海道の農業・農村を次世代につなげるための重点的な取組事項などを、それぞれ紹介していただきます。

今回は、北海道 N O S A I と J A 共済連北海道です。

### はじめに

J A 共済は相互扶助を事業理念に組合員・利用者の皆さまに寄り添い、豊かで安心して暮らすことのできる地域社会づくりをめざした取り組みを続けてきました。

日本の農業は、J A の基盤とする農業就労人口の減少と高齢化率の上昇のなか

にあつて、大規模化・法人化といった農業構造の変化が加速しています。

直近の一〇年では、平成二三年三月に発生した東日本大震災をはじめ、日本各地で大規模自然災害が相次ぎ、甚大な被害をもたらしました。それらの自然災害に対し、自然災害広域査定員の派遣による損害調査の実施等によって、系統一丸となつて迅速な損害調査、共済金支払に努めてきました。

さらに、J A 共済事業における自己改革として、「農業者の所得増大をサポートする取り組み」や「地域・農業の活性化に向けた取り組み」、「J A の事務負担軽減に向けた取り組み」を着実に実践しており、新たな取り組みについても検討を進めています。

このような変動の中にあつても、農業と地域のくらしを支える J A 共済として、組合員・利用者の皆さまに安心と信頼を

お届けし、「絆」を未来につなぐためには、これまでの取り組みを振り返るとともに、役員一人ひとりがJA共済の事業理念や役割をあらためて確認し、さらに一丸となって取り組みを前へ進めていかなければなりません。

## 一・JA共済の原点

### 「JA共済の父」賀川豊彦

JA共済の原点は、JA共済の父と言われる賀川豊彦にあります。

日本やアメリカで、貧困から人々を救済する活動をしていた賀川は、「助け合い」の実現によって、人々の生活を豊かにする「協同」の道に辿り着きました。そして、協同組合を次々と創設。その中で、保険事業の重要性を強く訴えました。協同組合が保険事業を実施することによ

り、人々の暮らしは安定するとともに、事業によって得られた資金は組合員の生活を支えるために有効利用できると考えたのです。

賀川は、理想の実現に向けて奔走し、協同組合保険の創設に尽力します。そして、昭和二年、ついに農業協同組合法が成立。農業協同組合が誕生するとともに、協同組合保険が「共済」という形で実現可能になりました。

農業協同組合による共済事業（JA共済）は昭和三年七月、北海道を皮切りに、各県で開始され、昭和二六年、全国共済農業協同組合連合会が設立、今日につながる取り組みがスタートしました。

### 「助け合い」をこれからも

時は流れ、農家やJA共済利用者の生活は向上し、安定していきました。JA

共済も成長し、今では、日本中の人々の人生を支える共済事業となっています。一方で、人々のライフスタイルや農業のあり方は変化し、ニーズや願いは様変わりしています。

また、自然災害によって、幸せな生活が一瞬にして失われてしまうのを目の当たりにし、同時に「助け合い」がどれほど大切かを改めて考えさせられることになりました。JA共済はこれからも、日本中の人々の人生を支えるために、新たな保障やサービスを生み出すための挑戦を続けていきます。

## 二・JA共済事業における自己改革の取り組み

JA共済では、JA共済事業における自己改革として、「農業者の所得増大をサポートする取り組み」「地域・農業の



活性化に向けた取り組み」「JAの事務  
 負荷軽減に向けた取り組み」を掲げ、着  
 実に実践しています。

## (一) 農業者の所得増大を サポートする取り組み

「農業者の所得増大」をサポートする  
 ため、農業者の皆さまが安心して農業経  
 営に専念し、安定的な事業・生活基盤を  
 築いていただけるよう、農業経営を取り  
 巻くリスクに対する取り組みをすすめて  
 います。

### ○農業リスク診断活動

農業経営を取り巻くリスクの確認と、  
 それらのリスクへの対策提案を行う「農  
 業リスク診断活動」を実施しており、農  
 業リスクを視覚的に確認いただくため、  
 Label'sによる「農業リスク診断システ  
 ム」を展開しています。

### ○農作業事故の未然防止活動

「事故が起こった際の保障の提供」だ  
 けでなく、「農作業事故の未然防止」を  
 リスク対策の両輪と位置づけ、農業者の  
 皆さまの安全確保、リスク軽減・回避に  
 つながる活動として、以下の対応を実施  
 しています。

①安全啓発資材『安全対策これだけは』  
 (冊子)の展開

②農作業事故の発生実態を紹介する『明  
 日も農業を続けるために』(動画)の  
 ホームページ公開

③農作業事故を作業者の視点で疑似体験  
 できる『農作業事故体験VR』を制作  
 し、研修やイベント、農業者への訪  
 問時の活用を展開します。

### ○農業者の皆さまに対する保障の提供

「農業リスク診断活動」や「農作業事  
 故の未然防止活動」を通して明らかになっ  
 たリスクに対しては、その備えとして、

JA共済の保障仕組みと子会社である共  
 栄火災の保険商品を提供することにより、  
 農業者の皆さまの事業・生活基盤安定化  
 に取り組んでいます。

## (二) 地域・農業の活性化に 向けた取り組み

JA共済が実施する保障の提供と地域  
 貢献活動(病気や事故の未然防止と万  
 一の際の事後支援)は車の両輪の関係にあ  
 り、相互に機能することにより「安全・  
 安心」の輪を広げてきました。

これからも保障の提供と地域貢献活動  
 を通じて地域との絆を強化し、組合員・  
 地域住民の皆さまが住み慣れた地域で、  
 健康で安心して暮らせる豊かな環境づく  
 りに貢献していきます。

## 【取組事例】

## ① 農家組合員の方へ低速車マーク五万枚を配付

夕方から夜間にかけては、後方から走行する一般自動車にトラクターが追突される危険性が高まるため、交通事故の未然防止を目的に農家組合員の方へ低速車マークの配付を行いました。



## ② 救急自動車の寄贈

地域の救急医療体制の拡充を願い、北海道内各消防署へ救急自動車を寄贈しています。昭和五〇年からはじまる当事業では令和元年度までに、延べ二〇六台を寄贈しています。



## ③ 仮設住宅の無償貸与

火災などでご自宅に居住できなくなった方に、仮設住宅を八カ月間無料でお貸ししています。住宅だけではなくキッチン・お風呂など、暮らしに必要な設備をあらかじめ備えています。



### (三) J Aの事務負担軽減

#### に向けた取り組み

J Aの共済事業にかかる事務負担軽減に向け、各施策の取り組みを進めています。

#### ○ペーパーレス・キャッシュレス手続きの導入

組合員・利用者の利便性向上とJ Aの事務負担軽減をはかるため、平成二八年より段階的に「Labels」を活用した契約申込手続きのペーパーレス化や加入時共済掛金のキャッシュレス化、共済証書の直送化を導入・展開しています。

ペーパーレス手続きでは、申込書手続きにおける事務や書類の整備・不備等にもなう事務が、キャッシュレス手続きでは、現金受領にもなう事務がそれぞれ軽減しました。

#### ○画像認識システムの導入

令和元年一二月から、自動車共済におけるペーパーレス手続きにおいて、契約者から借用した書類（自動車検査証等）を「Labels」で撮影することで、書類に記載されている情報を読み取り、契約申込みデータへ反映する画像認識システムを導入しました。

#### ○J AとJ A共済連の業務分担の見直し

J Aの業務負担軽減と契約者対応力の強化に向けて、J Aの自動車損害調査業務をJ A共済連に移管しました。

## 三、事業概況

### (一) 令和元年度末実績

	全 国	北海道
ひとの保障 生命総合共済(保有)	2,163万件	66万件
いへの保障 建物更生共済(保有)	990万件	16万件
くるまの保障 自動車共済	817万件	43万件

## (一) 直近一〇年間における主な自然災害に対する共済金支払状況

発生年	発生場所等	災害の種類	件数	金額 (百万円)
平成22年	北海道他	雪害	33,849	16,763
平成23年	宮城・福島・岩手等	東日本大震災	684,376	937,392
	和歌山・三重・兵庫他	台風12号	12,844	19,589
	静岡・神奈川・福島他	台風15号	54,110	20,997
	北海道・山形・青森他	雪害	40,793	22,239
平成24年	秋田・山形・富山他	低気圧	46,162	15,336
	福岡・熊本・静岡他	台風4号等	20,356	16,112
平成25年	北海道・青森・秋田他	雪害	21,123	11,588
	山梨・埼玉・群馬他	雪害	174,877	81,975
平成26年	北海道・長野他	雪害	22,489	12,352
平成27年	熊本・福岡・鹿児島他	台風15号	100,533	38,886
平成28年	熊本・大分・福岡他	熊本地震	94,066	148,621
平成29年	三重・兵庫・鳥取他	雪害	50,123	16,007
	福井・三重・千葉他	台風21号・22号	70,808	22,949
	北海道・福井・石川他	雪害	52,986	22,183
平成30年	大阪・京都・兵庫他	大阪北部を震源とする地震	43,009	47,725
	岡山・広島・愛媛他	台風7号等	30,909	54,260
	大阪・愛知・和歌山他	台風21号	225,463	114,289
	静岡・愛知・宮崎他	台風24号	153,939	62,610
	北海道	胆振東部地震	5,052	8,363
令和元年	千葉・神奈川・茨城他	台風15号	73,192	63,743
	宮城・福島・静岡他	台風19号	65,291	89,653

**つながる  
地域、  
育つ安心**



**JA共済**

お子さまからシルバー世代まで、地域の皆さまが、  
ずっと健康で安心して暮らせる地域社会をめざして。  
JA共済は、ひと、いえ、くるま、くらし・営農に関わる  
さまざまな地域貢献活動に取り組んでいます。



レインボー体操



災害シート



親と子の交通安全ミュージカル  
(魔法園児マメルワタル)



中・高校生向け  
自転車交通安全教室



介助犬の育成・普及支援



歩道・交通安全  
ポスターコンクール

**JA共済の地域貢献活動**

詳しくはJA共済 地域貢献活動HP  
「まいまのま」をご覧ください。

「まいまのま」 [検索](#)

## ○JA共済のあゆみ

昭和23年	北海道で農協共済事業開始
昭和26年	全国共済農業協同組合連合会設立／建物共済を開始
昭和27年	生命共済を開始
昭和28年	建物更生共済を開始
昭和38年	自動車共済を開始
昭和54年	長期共済保有契約高100兆円達成
昭和58年	終身共済を開始
昭和60年	長期共済保有契約高200兆円達成
平成3年	長期共済保有契約高300兆円達成
平成6年	生命総合共済を開始
平成12年	<p><b>【47都道府県共済連と全共連が一斉統合】</b></p> <p>組合員・利用者に「安心」と「満足」を提供し、さらなる信頼を確保するため、全国のJAへの指導・支援・効果的・効率的な事業運営、経営基盤の強化をはかることを目的として、平成12年4月1日に組織統合を行ないました。これにより系統三段階制から二段階制への移行を実現しました。</p>
平成19年	<p><b>【3Q訪問活動がスタート】</b></p> <p>組合員・利用者さらなる「安心」と「満足」をお届けするために、平成19年に“3Q訪問活動”を開始しました。3Q訪問活動とは、幅広いニーズに対応できる専門的な知識を持つ“ライフアドバイザー(LA)”が、組合員・利用者のお宅に訪問し、一人ひとりのライフスタイルの変化やニーズにあった保障を提供するとともに、共済金をもれなくご請求いただくための活動です。こうした地域密着の活動を通じて、JA共済は“助け合いの輪”をますます広げています。</p>
平成26年	<p><b>【Lablet's(ラブレッツ)の導入】</b></p> <p>組合員・利用者の利便性向上とJAの事務負荷の軽減を図るため、平成26年からタブレット型端末機『Lablet's(ラブレッツ)』を導入しています。また、平成28年からは、Lablet'sの活用による契約申込手続きのペーパーレス化を導入しています。このペーパーレス手続きの導入によって、契約申込手続き時間は、従来の書面による手続きと比べて平均で1件あたり約17分短縮(約30分⇒約13分)されています※。</p> <p>※終身共済(告知書扱い)の契約申込手続きにおける計測調査結果より</p>

# いきいき農業高校 第九回

## 北海道名寄産業高等学校



北海道名寄産業高等学校名農キャンパス



### 一 地域産業の特徴

北海道の北に位置する名寄市は、天塩川と名寄川が豊かな恵みをもたらす、そこに広がる名寄盆地では作付面積が日本一のもち米、北海道有数の作付面積・収穫量を誇るアスパラガスなどを生産している、農業を基幹産業とした都市です。

観光においても、夏のひまわり

り畑や冬のサンピラー現象など四季でたくさん魅力が感じられる場所として知られています。

### 二 学校概要

北海道名寄産業高等学校は、道北地域の産業を支える人材の育成を担う高校として、前身の北海道名寄光陵高等学校と北海道名寄農業高等学校の統合によって開校した、道内初の産業キャンパスによる職業学科集合型の専門高校です。

なかでも本校の酪農科学科は、旧北海道名寄農業高等学校の時代から受け継がれる伝統を守りながら、道北農業の担い手を育む学科として重要な役割を担っております。本校では二つの広大なキャンパスを有しており、酪農科学科が主に農業実習を行う名農キャンパスには、二〇ha以上の採草地を始めとする広大な実習

圃場があり、日々の学習に取り組んでいます。

酪農科学科の生徒の約八割は「創俊寮」に入寮し、親元を離れて生活しています。寮生活、農業実習ともに上級生が下級生を指導する伝統が定着しており、本校牛舎での早朝搾乳実習では、毎年二・三年生の先輩が新入生に直接搾乳方法を教えるのが受け継がれてきた伝統です（写真1）。

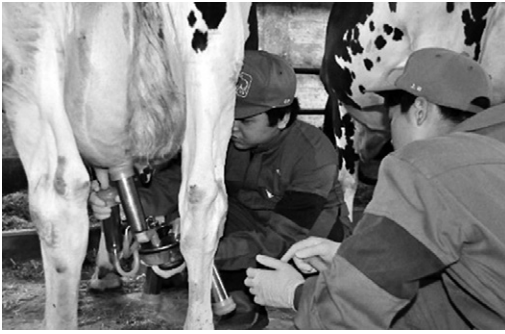


写真1 先輩達が新入生に搾乳方法を指導する様子

### 三 教育内容

酪農科学科の生徒は約四割が農業後継者であり、カリキュラムにおいても、後継者育成を柱とした教育課程を編成し、「農業と環境」など一学年における教科から体験的な活動による学び（写真2）を行っている。二学年からは「畜産環境コース」「農業科学コース」に分かれ、道北



写真2 初めての実習で水稻の播種を行うのも本校新入生の伝統です

農業の現状に合わせた専門性を深める農業教育を展開しています。あらゆる教科において、主体的・対話的で深い学びによる授業を取

り入れ、持続可能な社会の創り手として求められる多様な資質の向上をねらいとした教育を行っています。

### 四 地域に貢献する教育活動①

酪農科学科では、農業教育を通じて名寄市の基幹産業である農業だけでなく、過疎化する地域の発展に寄与し、地域に必要とされる存在になるという意識を教職員・生徒全員で認識するように心がけております。生徒が自ら課題を探索し、解決方法を模索するプロジェクト活動においては、地域課題の解決や地域と連携した活動に意欲的に取り組んでおります。今は、名寄市の観光資源であるひまわりに注目し、特産品であるひまわりオイル（北の耀き）の製造過程で、小さすぎず搾油できず廃棄されているひまわりの種を家畜の飼料として活用する取り組み



写真3 ひまわりの種を飼料として給餌する様子

を行っています。このひまわりオイルは、オリブオイルを上回る豊富なオレイン酸やビタミンEが含まれており、現在は、本校で飼育している乳牛と産卵鶏が生産する生乳と鶏卵の栄養価に及ぼす影響を研究しています(写真3)。

この研究は、地域産業の活性化につながるものと考え、複数の専攻班が連携し、

家畜への飼料給餌試験、生乳や鶏卵を活用した商品開発試験などに取り組んでいます。これまでの研究段階では、産卵鶏への給与試験で鶏卵のオレイン酸含有量は一・二六倍、ビタミンEの含有量は三七倍と栄養強化卵に相当する数値の向上が見られました。乳牛においても、給与試験を行った結果、生産する生乳でオレイン酸含有量ではわずかな数値向上が見られ、非常に高い嗜好性も確認できたことから、今後も給餌量や給餌期間などを比較しながら、引き続き検証を行っていく予定です。

この活動は昨年度、第三回全国高校生農業アクション大賞で、全国七〇のグループの中から三年間の活動を支援する認定一五グループに選出されました(写真4)。二〇二一年に大賞を選ぶ審査が行われるので、それまで研究↓活用↓観光の段階へ進めていき、地域に貢献できる活動に



写真4 第3回全国高校生農業アクション大賞認定式に出席

なるよう研究を続けていきたいと思えます。



## 五 地域に貢献する教育活動②

酪農科学科では、これまで地元小学生を対象とした連携学習に長年取り組んでいます。各学年で、動物教室・水稻教室(写真5)・加工教室など農業の幅広い分野の理解を深めてもらい、農業の魅力を



写真5 連携学習で取り組んでいるもち米の田植え教室

知ってもらうための一環として行っています。酪農科学科の生徒たちが先生となり、自らで準備して子どもたちに教えていくため、生徒にとっても自らの学びを反映させやすい効果の高い取り組みになっています。

その他に農業クラブ執行部が中心となって実施しているのが「農場公開」です。自分たちの活動を地域へ還元するための取り組みとして、年に三回実施しています。農場公開が開催される日は季節によって、花・野菜苗の販売会や農場スタンプラリー、ひまわりカフェの他、作付面積日本一を誇る名寄市ならではのもち米販売会などのイベントが開催されます。

また市内で行われるイベントにも積極的に参加しており、昨年度は地域振興班が名寄市観光交流振興協議会と連携して毎年実施している、「なよろひまわりまつり」のひまわりカフェの様子がSTV

朝の情報番組、「どさんこワイド朝」にて紹介されました(写真6)。  
放送後は、多くの観光客が来店され、たくさんの商品を買ってください、地域を盛り上げる取り組みとなりました。



写真6 どさんこワイド朝にて紹介されたときの写真です

## 六 持続可能な社会を 牽引する人材育成

### 牽引する人材育成

北海道名寄産業高等学校酪農科学科では二〇一九年度より、持続可能な社会の創り手となることを目指し、SDGs (Sustainable Development Goals) の

取り組みを推進しています。昨年度は二〇三〇SDGs公認ファシリテーターによるワークショップを開催し、クラブ全員でSDGsの本質の理解に取り組みました。理解を深めたことで、クラブ員は校内で実践する自分たちの活動とS



写真7 SDGs×北海道交流セミナー2020に出展した時の様子

DGsの紐付けを行い、「北海道名寄産業高等学校農業クラブ二〇三〇アジアエンダ」なる行動計画を策定し、今何をすべきか考えて行動できるようになりました。その活動成果も、二月に北海道大学で行われた「SDGs×北海道交流セミナー二〇二〇」のポスターセッションに出展し、高く評価を受けました(写真7)。こ

令和2年度 北海道名寄産業高等学校 酪農科学科 [SDGsアクション]

名寄産業高校の学校農場  
を活用したESD開放講座  
(講座名:なよろESDファーム)  
Education for Sustainable Development  
(持続可能な開発のための教育)SDGs達成に向けた人づくり

実践①農場公開→開放講座  
実践②近隣小学校連携学習  
実践③スマート農業講習会  
実践④農業女子の啓発活動

今年度実施予定だったなよろESDファームの紹介



写真8 本校農場で行った無人トラクター実演講習会

今年度は、北海道名寄産業高等学校の学校農場を活用したESD (Education for Sustainable Development) 開

これらの実績を積み重ねてきたことで、北海道の高校生では初めて北海道SDGs推進人材バンクにも登録されました。今後は、持続可能な社会の創り手として地域を牽引できる存在として活動していきたいと考えています。

放講座（講座名：なよろESDファーム）の実施に向けて準備を進めています。私たちは、近隣の小学生を対象とした食農教育や、スマート農業の講習会（写真8）、農業女子の啓発活動などに取り組み、SDGs17のゴールを達成するための小さなアクションを起こすことを目指しています。残念ながら、社会の状況は大変であり、当初予定していた活動がなかなかできていない状況ですが、みんなで工夫し、新たな活動を実践していきたいと考えています。

## 七 道北農業の担い手として

酪農科学科の生徒は、少人数ながら約四割が農業後継者であり、将来は道北地域の農業を支える貴重な人材です。酪農科学科の活動を支援してくださっているのが、生徒の出身市町村関係者や近隣農

協で構成されている、「道北農業担い手育成対策協議会」（写真9）であり、協議会の会長も務める地元の名寄市長を始めとする多くの関係者からも「地域を担う産業人として、とても期待しています。」と声をかけて頂く機会も多く、道北地域における酪農科学科の存在意義は大変大きなものです。

校訓「北を拓く」にはこれからの新しい時代を切り拓いていく人を育むという想いが強く込められております。酪農科学科の生徒には、様々な課題に正面から向き合い、自ら考え、自ら行動することで新しい道を切り拓く人間になってほしいと考えております。北海道名寄産業高等学校酪農科学科では道北農業を支える担い手をこれからも多く育んでいきたいと思っております。



写真9 道北農業担い手育成対策協議会で激励の言葉をかけてもらう様子

※執筆・写真提供は、教諭 金持達朗先生にご担当頂きました。

# わが家のごはん日記

増田祥世



皆さんこんにちは。北海道長沼町で野菜農家をしている増田です。だんだんと暖かい日が多くなってきましたがいかがお過ごしでしょうか。わが家もいよいよ本格的な農作業シーズンに突入し、私も夫と一緒にブロッコリーを植えたり、タマネギ畑の除草をしたりして過ごしています。

さて、何の変哲もないフツウの農家の日常を紹介するこのコーナーですが、今回はわが家のごはんについて書いてみたいと思います。



私は夫の両親と同居していて、二世帯住宅ではなく二階建ての一軒家に一緒に住んでいます。一階が義両親、二階が夫、息子、私の生活スペースで、二階にも小さい台所があり、朝食と昼食は各階で別々

に、夕食は一階で全員一緒に食べる、という生活をしています。夕食は義母か私のどちらかが作るのですが、だいたい四〜一月は私が、二〜三月は義母が作るという流れになっています。献立の基本は「一汁三菜」と言いますが、増田家では夜はあまり汁物を食べる習慣がないので、肉や魚を使った主菜一品＋野菜を中心とする副菜を二〜三品＋気力や時間があればもう一品の合計三〜五品程度を作るようにしています（こう書くともうすぐちゃんと作っているように聞こえるかもしれませんが、ただ切っただけのトマトやゆでただけのブロッコリー、冷ややっこなどもちゃっかり一品と数えています）。

食事の支度なんて大した手間じゃないと思われる方も多いかもしれませんが、この家族全員の夕飯の支度が、私にとっ

ては割と一仕事で、気が付けばいつも頭

## 増田祥世さん

1979年東京生まれ。

大学院で農協女性部や女性農業者をテーマに研究しているうちに、気がつけば自分も農家の女性に。

8 ha程の農地で露地ではブロッコリーとタマネギ、ハウスではトマト、ピーマンなど少量多品目の野菜を栽培している。

夫ともうすぐ3歳になる息子、夫の両親の5人暮らし。



の片隅に「今日のごはんは何にしようかなあ」と考えてしまっています。とくに結婚した当初には夫はともかく、義両親の好きな味やメニューがよくわからず、だからと言って、へんなものを食べさせるわけにもいかず、何より、せっかく作ってもあまりみんなが食べなかったら自分が悲しい。そのため、家族がどれか一品は気に入って食べられるものがあるように、その日の天候や仕事量なども考えながらそれなりに手間をかけて品数もたくさん作っていました。そんなある日、毎日こんなな一生懸命ごはんを作っているのだから、せっかくならこれを書き留めておいたらどうだろうか、と思いつきました。後々の献立作りの参考にもなるかもしれないし、農家が一年間何を食べているのか記録したら面白いかも、と思って『ごはん日記』をつけることにしたのです。朝・昼・夜に作ったものをただ書

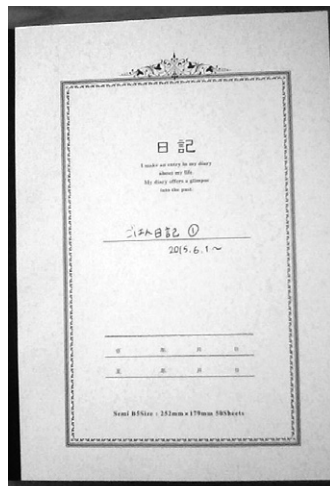
き留めるだけのこの『ごはん日記』は結婚して二か月後の二〇一五年六月から始まりました。今ではごはん支度にも慣れ、私なりの定番メニューも増え、(手抜きも覚え)、日記を見返すことはあまりなくなりましたが、日記を書くこと自体は途切れ途切れですが、続けています。

今回、この原稿を書くにあたって久しぶりに日記を読み返してみると、やはり同居農家ならではの特徴があるようで、ひとつはある野菜の収穫が始まるとその野菜がこれでもか!というくらい毎日食卓に登場することです。たとえば二〇一五年の日記をみると「六月二日夜 ズッキーニと人参と豚バラ肉の炒め物」、「六月四日夜 ズッキーニと牛肉の炒め物」、「六月六日夜 野菜の蒸し煮(ズッキーニ、ニンジン、レタス、ちくわ)」、「六月八日夜 ズッキーニと大豆の温サラダ(ツナ、マスタード)」と書いてあり、こ

れ以降もしばらくズッキーニが日記に登場しています。そして、これは私の性格の問題ですが、出始めのころはうれしくて目新しい料理や凝った料理に挑戦するものの、すぐに飽きてしまって、だんだん「〇月〇日夜 焼きズッキーニ」、「〇月△日夜 蒸しズッキーニ」、「〇月□日夜 蒸しズッキーニ」…とデジャブのような日記が続くことになりました。

ちなみにわが家ではとくに家庭菜園というものは作っておらず、規格外品を自家消費しているのですが、夕方頃にその日のハネ品を確認し、それを軸に献立を考えるところから夕飯づくりが始まります。これは私が農家になって驚いたことのひとつですが、規格外品というのは存外たくさん出るもので(うちだけ?)、身近所や親せきに配ったとしても相当な量の野菜が常に家にはあります。いつも旬

のものが食べられるというのはとてもゼいたくなことですが、私は、売れなかった野菜を新鮮なうちにぜんぶ食べ切らなくては!という強迫観念に若干かられつつ、ほぼ毎日、同じ食材をせっせと調理しています。ただ、同じ食材が続くと食



べる方が飽きるので、同じ材料が続いても、これなら毎日出てきてもいいと思えるくらいおいしい定番メニュー(しかも野菜を大量消費できるもの)をひとつの野菜につき三つくらい見つけて、献立に変化をつけることを心がけるようにして

います。たとえばナスなら蒸しナス、ナスとひき肉のニンニク炒め、ナスの甘草煮が定番なのですが、面倒なときはご飯を炊くときにナスを丸ごとコメの上に乗せて炊く(そうすると蒸しナスのようになる)、という荒業も駆使しています。

それからふたつの特徴は、家族全員が食べられるメニューを見つけようと腐心している様子が日記からみられることです。とりわけ一冊目の日記にはその傾向が顕著で、メニューの横に家族の箸の進み具合が◎、○、△でつけてあったり、裏表紙にそれぞれの家族の好きなメニューがメモしてあったりします。というのも、うちの場合は義父の歯が弱く、というより歯がほとんどなく、食べられるものに制限があるからで、おいしいかどうかよりも義父の歯でも食べられるかどうか(固さ的に)を当時の私はとても気にして料理を作っていました。今考える

とちよつとストーカーみたいで怖いのですが、義父がどれくらい食べたかを毎日横目でチェックし、日記に◎、○、△で印をつけていて、義父はとくに食事の感想を言う人ではないのですが、食べる量で気に入ったかどうかははっきりわかるタイプなので、義父が大皿に盛った料理をほとんどひとりで食べてしまった時などは内心「勝った!」と思いつつ、日記に◎をつけていたのです。わが家の主作物であるブロッコリーもただ茹でただけではだめで(固いから)、初めは義父が食べられる固さになるまで鍋で茹でていて、茹で時間なども日記にメモしていたのですが、ある時、「こんなにクッタクタになるまで鍋で茹でていたら栄養が全部逃げてしまう!」ということに気づき、それからはクッタクタになるまでレンジでチンするようになっています。そういえば、息子の離乳食が始まったころ、

大根を柔らかくゆでてすりつぶしたものを台所に置いておいたら、義父が自分のごはんだと思って全部食べてしまったこともありました。さすがに今まで一度もそんな流動食みたいな味もついでいないごはんを大人用に出したことはないし、食べる前に気づくデシヨヨ!と思いましたが、普通にお醤油をかけて食べたそうです(大根おろしだと思ったのか?)

さて、こんなふうにしてなんとか毎日家族のごはんをやりくりしてきたわけですが、改めて日記を見返してみると、食べたものの記憶を通じてそのときの情景やごはんをめぐる家族の悲喜こもこもが思い出され、そういう意味では、ごはん日記とは結局、家族についての日記なのではないか、という気がしてきました。この毎日のささやかなごはんの記録が、そのまま、自分がこの家で過してきて



時間の蓄積の記録であり、私の作ったものが家族の身体の一部になっていることはしみじみと感慨深いことです。冷めた言い方かもしれませんが、家族といっても血の繋がりでいえば、私は息子としか繋がっていないわけで、それでも、こうして日々同じごはんを食べることによって、だんだんと私もここで家族になっていくのかもしれない。『ごはん日記』、最近ちょっとサボリ気味でしたが、もう少し続けてみようと思います。

研究所だより I

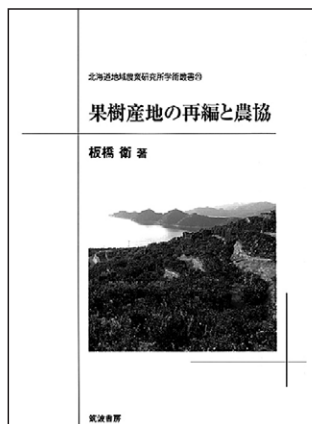
令和元年度出版助成事業 書籍紹介

板橋 衛 著

『果樹産地の再編と農協』

北海道地域農業研究所学術叢書⑳

筑波書房発行・定価（本体三〇〇〇円＋税）



本書は著者が二〇〇八年に愛媛大学に赴任して以降、主に研究対象としてきたミカン産地と農協に関する論文を取りまとめたものである。ミカンを中心とした専門農協の事業方式の特徴を整理したうえで、その経営危機と総合農協の合併の進行による両者の「融合」、市郡域の「新総合農協」（太田原高昭）への発展の意義が本書の柱となっている。

第1編「果樹産地再編」（1〜4章）では、現在政策的に進められている農協改革の方向が「営農経済事業専門農協化」に

あるとし、現実には方向は逆であって専門農協と総合農協が合併する形で再編が行われたことを愛媛県の果樹産地に即して整理している。ここでは専門農協化が収支構造的に見ても現実性を持たないことを強調している。

第2編「愛媛県における果樹産地再編の諸形態」では、専門農協と総合農協の合併の事例を扱っている。宇和青果農協など二専門農協と七総合農協で設立されたえひめ南農協（5章）、東宇和農協（三農協合併）に統合された明浜共選（6章）、西宇和青果農協と一四の総合農協が合併した西宇和農協（7章）、旧温泉青果農協など三専門農協と九総合農協が合併したえひめ中央農協（8章）、一四の総合農協の合併と専門農協連からの事業譲渡により設立された越智今治農協（9章）である。専門農協（連）は市郡を単位とし、出荷組合（小印）を下部組織としてっており、これが町村単位のいくつかの総合農協と合併するという複雑な過程を経ている。ミカン産地の縮小の中で合併が進められたのであるが、そのなかでの共販・選果組織の再編の動きもまた複雑ではあるが興味深い。

終章では、以上を総括して、果樹産地再編の構図を再整理したのち、「新専門農協」の事業と経営の特徴が示され、さらに地域（農業と社会）における役割が付け加えられている。

北海道大学大学院農学研究院 教授 近藤 巧



# 自主研究 「消費者交流事業の展開とその効果に関する調査研究」について

一般社団法人 北海道地域農業研究所

特別研究員 三津橋 真一

## 一. はじめに

農村地域の人口減少が進み、都市部に人口が集中する中で、食品の加工・流通が複雑化・高度化してきたことなどから、食と農の距離が拡大し消費者が日常の生活の中で農業を身近に感じるものが少なくなっています。その一方で消費者の食に対するニーズは多様化するとともに、安全・安心への関心が高まっています。

こうした中で、農産物直売所や定期市、マルシェでの地場産農畜産物の販売、田植えや種まき、稲刈りやいも掘り、搾乳など農作業の体験等を通して農業生産者と消費者がコミュニケーションを深め、相互に理解を深めようとするさまざまな取り組みが行われています。取り組みの実施者も農業生産者やJA等の農業関係者ばかりでなく、例えば「北のめぐみ愛食フェア」や「コープさっぽろ農業賞」のように、市民・消費者(団体)や流通・

販売団体(企業)、行政などさまざまです。近年は、農業高校等の高校生による取り組みも広がっています。

TPP11や日EU・EPA、日米貿易協定の発効など農畜産物の輸入自由化が進む中、こうした取り組みは、農業生産者が自ら生産した農畜産物や産地のことを消費者に理解してもらい、道産農畜産物を買いたい支えたり、農業体験をはじめ景観や食を楽しむために農村を訪れたりする応援団(サポーター)になってもらうことにつながる非常に意義のある取り組みです。

## 二. 目的と期間

本調査研究では、こうした生産者と消費者の相互交流の取り組み(以下「消費者交流事業」という。)がどのようなきっかけで始まって、どのように展開してきたのか、ある取り組みが次の取り組みに

どのようにつながってきたのか、あるいは独自に展開して深化してきたのか。こうした取り組みは生産者や消費者、地域にどのような成果をもたらしたのか、また、どのような課題に直面しているのかなどについて、事例調査等に基づいて分析し今後の方向性を考察したいと考えています。

本調査研究は二〇一七年度からスタートしており、これまで九回の研究会議を開催してきたほか(下表参照)、研究会委員による補足の現地調査も行ってきました。今年度が最終年であり、報告書の作成に向けて取りまとめを進めていきます。

### 三. 研究会の体制

この調査研究を進める研究会の委員は七名で、二人の大学の先生の他に、市民団体や流通販売団体に消費者交流事業の

表 研究会議の開催状況

回数	開催年月日	主な内容
第1回	2017. 11. 28	・ 調査研究の趣旨・内容および進め方
第2回	2018. 3. 20	・ コープさっぽろの消費者交流事業の取り組み
第3回	2018. 6. 6	・ (有)多田農園の消費者交事業の取り組み
第4回	2018. 9. 13	・ ホクレン「くるるの杜」の取り組み
第5回	2018.12. 5	・ (有)オフィスアンの消費者交流事業の取り組み
第6回	2019. 3. 12	・ 中間とりまとめについての議論
第7回	2019. 7. 2	・ 取りまとめ方向についての議論
第8回	2019.11. 26	・ (株)農協観光の「農感塾」の取り組み
第9回	2019.12. 10	・ (株)いただきますカンパニーの取り組み

企画・運営を担っている委員、高校生の食生活や子ども食堂の運営等に関わっている委員とユニークなメンバーが揃って

います。座長は札幌保健医療大学の荒川義人教授にお願いし、研究会を取り仕切っていただいています。荒川教授は、食品の機能性成分の研究をはじめ「食と健康」に関する分野の専門家で地産地消や食育の普及に努められているほか、各種メディアの食と健康コーナーにも多数登場されています。

### 四. 事例調査の実施

研究会では実際に消費者交流事業を展開している農業生産者や農業関連団体、流通販売団体・企業、消費者団体ごとに典型的な事例の聞き取り調査を進めてきました。具体的には、農業生産者からは多田農園、農業関連団体からはホクレンくるるの杜および農協観光、流通販売団体・企業からはコープさっぽろ、消費者団体からはオフィスアン、いただきますカンパニーを選定し、研究会議で取り

組み状況などを説明していただきました。

ここでは簡単に各事例の取組内容を紹介します(いずれも聞き取り時点の状況)。

### (一) 多田農園

多田農園は上川管内上富良野町で、ニンジンやトウモロコシ、カボチャ、ワイン用ブドウを栽培しています。経営面積は6haほどで、規模拡大を検討したこともありませんが、希望する条件の土地を取得することができず、農産物の加工・販売やファームインなど経営の多角化を進めてきました。

二〇年ほど前に、タマネギを中心とした栽培から、ニンジンの選果場を整備してニンジン栽培へ転換、道外市場へ直接販売するとともに、「ニンジン工房」をオープンしてニンジンジュースの加工・販売を始めました。現在ではニンジンピクルスやシールドル、ワインなども製造し、農園内の直売所やインターネット等で販

売しています。

二〇〇四年から同志社女子大学のインターシップ生を受け入れたことをきっかけに、二〇〇七年には宿泊施設を整備してファームインに取り組み出し、修学旅行生などを受け入れてきました。二〇一〇年からは、地元の小学生を対象とした農業体験の受け入れを始めましたが、フランスの教育ファームのような活動がしたいと上富良野町に「教育ファーム推進協議会」を設立し、地域で取り組みを進めてきました。さらに、地元の障がい者施設と連携し、障がい者に働く場を提供し共に働くソーシャルファームをめざした試験的な取り組みも始めています。

### (二) ホクレンくるるの杜

ホクレン食と農のふれあいファームくるるの杜は、豊かに広がる農村空間の中で、体験農場や農畜産物の調理・加工体験施設、北海道産の農畜産物を取り扱う

直売所やレストランなどに消費者を迎え入れ、さまざまな体験を通じて北海道の農業・農村に対する理解を深めてもらうと二〇一〇年、北広島市大曲にオープンしました。

体験農場では、イネやジャガイモなどの植え付けから収穫までの農作業体験から収穫物を調理して食べるまでを体験する年間のプログラムや、トマトやイチゴの収穫など季節に応じたプログラムなど多数の体験ができます。調理・加工体験室では、体験農場で収穫したものをシンブルに調理・加工して食べるほか、チーズや味噌、豆腐作りなど農家の知恵を教わる体験を行っています。農産物直売所には北海道産の野菜や加工品、卵や乳製品、惣菜、精肉などを揃えています。また、道内のJAや生産者が対面販売で消費者と直接ふれあうコーナーやテント(夏場)も備えています。農村レストランでは、直売所から届いた野菜や肉を材

料として、素朴で温かい家庭料理をbuffetスタイルで提供しています（ランチのみ）。

開設から八年が過ぎ、年間の集客数や売上額が総じて横ばい傾向にあることから、施設やプログラムの魅力向上などに努めています。

### （三）農協観光

株式会社農協観光は、札幌など都市部の消費者に農業生産者の頑張りや地場産作物のおいしさを実感し、北海道農業への理解と関心を高めてもらうため、農業体験バスツアー「食と農を結ぶ農感塾」（以下「農感塾」という。）を二〇〇七年度から行っています。主に日帰りの日程で、野菜などの定植・収穫体験や搾乳などの酪農体験、簡単な漁業体験、生産者との共同調理や試食の体験、野菜ソムリエらによる食生活改善講座、直売所の見学などを組み合わせた企画です。出発地

は現在、札幌と旭川の2カ所です。

二〇一八年度までの二二年間で六五〇ツアー以上実施しており、延べ約二万人が参加しています。参加者からは「農作物の選び方や効能、保存・調理方法が学べた」、「食について考える良い機会になった」との声が、受入農家からは「消費者の生の声が聞けた」、「自分が生産するものを知ってもらえた」、「農業者の想いを伝える絶好の機会となった」との声が寄せられています。二〇一九年度は、これまでのバスツアースタイルの農感塾に加え、個人や少人数のグループがマイカーで参加でき、自分たちのペースで体験を楽しむ「農感塾マイカープラン」収穫体験ドライブラリーを始めました。

企画の告知・募集方法を拡大して、多くの消費者にこの企画を知ってもらうとともに、市町村やJAの認知度を高めていきたいとしています。

### （四）コープさっぽろ

コープさっぽろは組合員活動を基本として、数多くの消費者交流事業を実施しています。

二〇〇四年にスタートした「コープさっぽろ農業賞」は、「消費者の目線で北海道の優れた第一次産業の生産者を応援することを目的とした、消費者交流事業の基軸となる取り組みです。当初は「農業賞（北海道知事賞）」と「交流賞（札幌市長賞）」の二部門でしたが、取り組みを進めていく中で、さまざまな気付きや漁業団体、行政等との連携も生まれ、「漁業賞」、「写真の部」、「優秀新規就農者賞」、「ビジネスモデル賞」を創設するなど、消費者と農業者をつなぐ場の価値を高めてきました。

この「農業賞」からはさまざまな農産物の取り扱いも進んでいます。店舗周辺から生産者を特定できるこだわり野菜を集め販売する「近所野菜」や、規格外



第7回研究班会議の様子

の野菜を、価格を抑えて販売する「ふこつ野菜」、本格的な「有機野菜」の販売で、農業生産者との関わりが大きく発展してきました。

さらに、受賞生産者と消費者とのつながりの場や受賞者の農産物を食べてもらう機会の設定、受賞者のフィールドから素晴らしい農業景観を活かした新しい

「グリーン・ツーリズム」の形が必要だと考え、受賞者同士や組合員との交流を促す「農業賞のつどい」、受賞者の畑で一日限りのランチレストランを

開店する「畑でレストラン」、食べることの大切さを学ぶ食育イベント「食べる・たいせつフェスティバル」の開催など、新たな取り組みを展開しています。

### (五) オフィスアン

有限会社オフィスアンは、有機栽培などの認証制度等がなかった三〇年ほど前に、新篠津村の六戸の農業生産者が生産する有機栽培の米や野菜を紹介し販売しようとして、札幌市内に「アンの店」を開店しました。併せて、有機栽培の農産物を信頼してもらえよう年に一度、全道の生産者が札幌の消費者に直接販売する有機農産物朝市を始め、五年間続けてきました。

生産者にとって初めての直売であり、売り方もよく分からない状況でしたが、消費者の生の声を聞くことができる貴重な機会となりました。ただ一年に一度とは言え、全道の生産者が都会をつけて揃っ

て消費地に出向くことは非常に大変で、生産者の疲弊を招いてきました。そこで、アンの店が事務局となって消費者が生産者を訪れる仕組みにしようとして、さまざまな農業体験をはじめました。ソバの種まきから収穫までの作業やそば打ちの体験、同様に大豆の栽培から味噌や豆腐作りの体験、珍しい取り組みとしてゴボウや長いもの収穫体験などです。

こうした交流を続けてきたことにより、農業生産者と消費者の距離が確実に縮まり、商品や店の信頼も増してきたと感じる一方で、生産者側では受け入れるという気持ちが強すぎて経費や時間の負担が大きくなっていることや、規模拡大が進んで機械化に対応する作物の作付けが増え、農業体験ができるような果菜類などの作付けが減少している実情もあり、消費者の理解を得ながら対応を進めているところ です。

## （六）いただきますカンパニー

株式会社いただきますカンパニー（帯広市）は、小麦畑などの十勝の広大な風景や食の魅力を多くの人に伝えようと、畑ガイドが農場を案内して、そこで生産されたものをおやつやランチとして食べる「農場ピクニック」を行っています。

十勝の農業は規模が大きく機械化が進んでいるので、農業生産者が農業体験などで多くの消費者を農場に受け入れようとしても、手が回らないのが実情です。そこで、専門の畑ガイドを養成して生産者に代わって畑を案内する仕組みを考えました。

季節に応じて菜の花畑や小麦畑、ジャガイモ畑やトウモロコシ畑など、四戸の契約農場を巡って畑の風景や作物の生育生産者の作業の様子などを丁寧に伝えます。期間は五月中旬から一〇月末まで、毎日三回行っています。できるだけ収穫体験してもらおうよう工夫していますが、

いつでもできるわけではないので、収穫体験とは謳っていません。いつでも体験できる圃場やメニューを特別に用意してもらうのは農家の負担になり、日常本来の姿ではないからです。ありのままの畑の風景と食を体感してもらうことが大事だと考えています。

また、畑に入るには防疫対策を徹底することが大切です。このため専用の長靴を用意し、畑に入る際に履き替えてもらい、その理由を参加者に説明しています。道外客が主体で、最近では訪日外国人観光客も増えています。

## 五. 取りまとめに向けて

研究班では現在、事例ごとに担当委員を決め、現在それぞれの委員の手元で取りまとめを進めているところです。新型コロナウイルスの影響で次回の研究会会議の開催時期が見通せない状況です。今

後、それぞれの委員が取りまとめたものを持ち寄って研究班のメンバーで議論し、それぞれの典型的な事例から共通する課題や効果等を分析し、今後の消費者交流事業が持続的で、農業生産者、消費者双方にとって一層効果的なものになるよう考察していきたいと考えています。

全道の消費者交流事業も、新型コロナウイルスの影響で中断や中止を余儀なくされています。こうした状況の中で、消費者交流事業の新しいコミュニケーションの形も芽生えてくるのではないかと思われまます。そうしたことにも関心を寄せながら、取りまとめ作業を進めていきます。

JAGグループ北海道は「五五〇万人サポーターづくり」を一層拡充する決議をしています。消費者交流事業の取り組みは、「関係・交流するサポーターづくりの展開」に大きな役割を果たしていくことでしょう。

# 総会を終えて ↳本年度の調査研究も順次スタート

## ■北農五連委託事業研究班会議

(四月三日、八日、二四日、二七日、六月一日)

今年度、北農五連から受託した課題について、テーマ別に研究者が同席して研究班会議を行いました。

## ■監事監査

(五月一四日)

令和元年度の事業報告・計算書類他、理事の職務執行状況等について、監事監査がおこなわれ、全てが適正に表示されており、併せて職務の遂行に関しても適正に処理されているとの、監査報告がありました。

## ■JAグループ営農サポート協議会委託事業研究班会議

(四月七日、六月八日)

今年度、JAグループ営農サポート協議会から受託した課題について、研究者が同席して打ち合わせを行いました。

## ■令和二年度第一回理事会

(五月一四日)

前年度事業報告と役員推薦会議設置及び通常総会開催を決議しました。

## ■JAグループ営農サポート協議会委託事業現地調査

(五月一二日、六月二五日)

今年度、JAグループ営農サポート協議会から受託した課題について、研究者が同行して現地調査を行いました。

## ■ホクレン委託事業研究班会議

(六月一六日)

今年度、ホクレンから受託した課題について、研究者が同席して研究班会議を行いました。

■令和2年度役員推薦会議

(六月一七日)

監事の任期満了に伴う選任と理事の辞任に伴う補欠選任として、推薦する役員候補者を決定し候補者名簿を理事長に提出しました。

■令和2年度第二回理事会

(六月二十九日)

監事の任期満了に伴う選任と理事の辞任に伴う補欠選任として、役員推薦会議で推薦された候補者選任議案を、総会へ提出することを決めました。

■令和2年度(第三〇回)通常総会

(六月二十九日)

正会員総数二四六会員、当日出席一三会員、書面出席二〇三会員、出席会員合計二二六会員。

令和元年度事業報告、令和2年度役員報酬、令和2年度会費の賦課と徴収方法及び役員選任議案についてお諮りし、全ての議案が承認されました。

■令和2年度第三回理事会

(六月二十九日)

総会で選任された理事の互選により、代表理事と業務執行理事を決めました。併せて、監事の打ち合わせに基づき、代表監事が選出されたことが報告されました。



令和2年度 第3回理事会



第2回理事会



令和2年度通常総会



# 北海道地域農業研究所の 理事長就任に当たって

一般社団法人 北海道地域農業研究所

理事長 串 田 雅 樹



小野寺前理事長  
のあとを受け、こ  
のたび理事長に就  
任いたしました。

農業を取り巻く  
情勢が極めて厳し

さを増すなか、地域農業の振興のため研究所の  
総力を結集して取り組む所存でございますので、  
何卒倍旧のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い  
申し上げます。

令和2年6月29日開催の通常総会及び理事会にて下記のとおり、監事の任期満了による改選と一部理事の退任による改選が行われ就任いたしました。

理事長	串 田 雅 樹 (新任)
副理事長	畠 山 良 一 (新任)
副理事長・研究所長	坂 下 明 彦
専務理事	近 藤 好 弘 (新任)
理事	坂 爪 浩 史
理事	谷 本 一 志
理事	石 川 修 一 (新任)
理事	西 川 孝 範 (新任)
理事	矢 野 佳 久 (新任)
理事	川 本 俊 輔
理事	荒 川 裕 生
理事	高 橋 茂 充
理事	近 藤 修 一
理事	井 上 新 也 (新任)
代表監事	岡 田 恒 博 (再任)
監 事	山 口 良 一 (新任)

## 人事異動

### <退任>

専務理事 伊藤 則 明 (6月29日付)  
常務理事 入江 千 晴 (6月29日付)

### <新任>

専務理事 近藤 好 弘 (6月29日付)  
(前 参与)

## 編 集 後 記

◆本年度の通常総会  
理事会で、新理事長  
にJA北海道中央会  
副会長理事 串田雅樹氏が、副理  
事長にホクレン代表理事副会長  
畠山良一氏、専務理事に近藤好弘  
氏が就任した。新体制のもと、地  
域農業振興や会員の負託に心える  
研究所事業を推進し、引き続き北  
海道農業に寄与していきたい。

◆新型コロナウィルスの感染の連  
鎖は思いのほか長引き、今日ある  
私たちの社会・経済・人間生活に  
ブラックアウト以上の大きなイン  
パクトを及ぼした。長期間にわた  
る自粛を余儀なくされ、あらゆる  
活動の場が一変する事態になると  
は誰も思わなかったであろう。新  
北海道スタイルでの行動様式・感  
染防止対策を取り入れ、徐々に明

るさや活気も取り戻しつつあるが、  
何かこわごわといったところだ。  
安全・安心を意識することなく生  
活できる日常の回復が待た望まれ  
る。

◆北海道のこれからの季節は、暑  
さの厳しい道外に比べて過ごしや  
すく、レジャー、観光等において  
も人気の時期であるが、今年はず  
べての催事が延期・中止となって

いる。夏休みも短く、学校行事も  
自粛気味となりそうで、このまま  
では子供たちにとっては、とても  
残念な記憶だけがインプットされ  
そうである。そんな切ない結果を  
残さないよう、北海道らしい、今  
年しかできないような記憶にも記  
録にも残る行事展開を切に願う。

(片岡 省二)

## DATA FILE

### 関連事項 / DATA

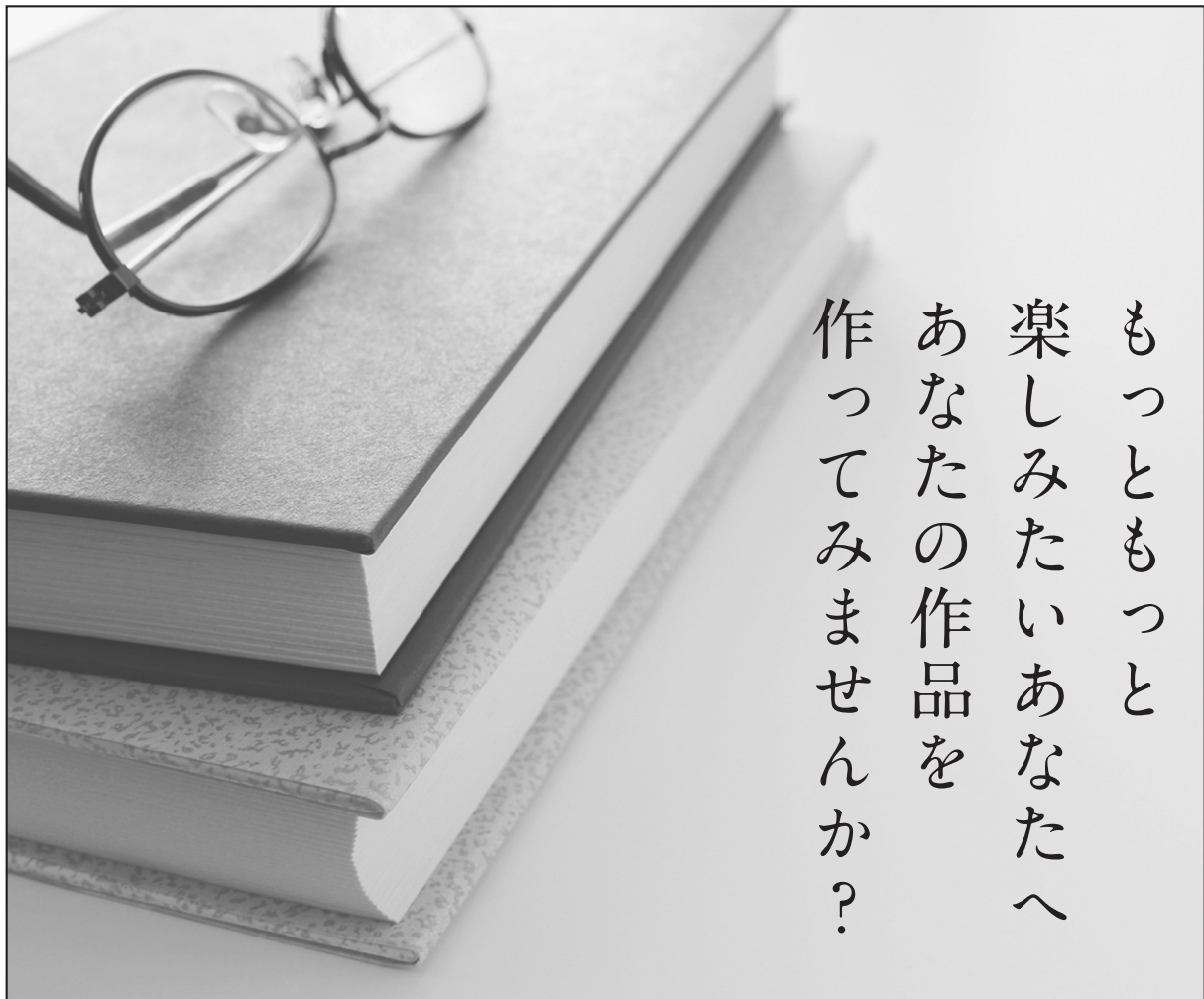
明治大学 (生田キャンパス)  
〒214-8571  
神奈川県川崎市多摩区東三田1-1-1  
☎ 044 (934) 7171

北海道農業共済組合連合会  
〒060-0004  
札幌市中央区北4条西1丁目1番地  
☎ 011 (271) 7212

全国共済農業協同組合連合会北海道本部  
〒060-0004  
札幌市中央区北4条西1丁目1番地  
☎ 011 (232) 6307

北海道名寄産業高等学校  
〒096-0035  
名寄市西5条北5丁目1番地  
☎ 01654 (2) 3066  
(名農キャンパス)  
〒096-0063  
名寄市字緑丘3番地3  
☎ 01654 (2) 4191

一般社団法人 北海道地域農業研究所  
〒060-0806  
札幌市北区北6条西1丁目4番地2  
☎ 011 (757) 0022  
Fax 011 (757) 3111  
HP : <http://www.chiikinouken.or.jp>  
E-mail : [office47@chiikinouken.or.jp](mailto:office47@chiikinouken.or.jp)



もつともつと  
楽しみたいあなたへ  
あなたの作品を  
作ってみませんか？

会報や  
文集

プログラム

写真集

旅の日記

自分史

絵はがき

オフセット印刷／オンデマンド印刷／大判プリント／製本／編集・企画デザイン

TSUJI  
KOHANSHA  
CO.,LTD

株式会社 辻孔版社

〒064-0927 札幌市中央区南27条西11丁目1-8

TEL(011)561-5252 FAX(011)561-6708

E-mail/tuji-kohan@mountain.ocn.ne.jp

<http://www.tsuji-kohansha.com/>

いつも皆さまの暮らしのそばで、  
地域の安全・安心のために。



子どもたちがいつも元気いっぱい、笑顔があふれる毎日へ。  
お年寄りがいつまでも健やかで、誰もが健康で安心して、  
日々の暮らしを楽しめる地域社会を目指して。  
JA共済は、いつも皆さまの暮らしのそばで、さまざまな活動を行っています。地域の暮らしや  
営農への貢献をはじめ、健康増進、もしもの時の災害救援、そして交通事故対策活動など。  
これからも、地域のそばで、地域とともに、皆さまの身近な存在として、  
暮らしの安全・安心を大きく育てる活動を続けていきます。

ちいきのきずな  
TOP



JA共済の地域貢献活動

©2017 JA-KYOSAI

ちいきのきずな 検索